葉隱

信

文 063
止 1-5

佐賀縣立圖書館

縣立佐賀
29.
圖書館

図 063
1

蒲原存

閑書 十

此一巻他家之噂共由緒不記之

一三

甲斐九伝云九家中の士に論を仕出おるを立て不勇敢と
歩御し端々に傍輩孤分に方衆老共金銀
を以て論れ多る士仕置に成仕申上乗伝云ける
猶負は来之武士乃を立れ刀来を用ひらるる事加
尽果多者共之以道出来足御下の多を毎人世
礫を以て是と多申分に方仕紫共退敬之

一四

由井松正重の三極流の長法信交を図縁性と云る
大勇小勇十八巻書出之信を交出為るもなく
見為るもなくお信一通を以為之敬来之

一五

一

屋敷九乃伝を働多之祖時習是言多が家多
を出て出之を図縁性と云之
大事を備出時八年の間ビリを使を分長が大長成
使多の出合長為を出ッ使出帯れ秘多を是又敬
上気時年撰を使を分れは多碍多之

一六

一

阿字初文文 後来に兼心三帝根誠順縁性
六度 密法 口授あり

一七

一

鄭子産未弱を図家に伝授を四人あり子産に立仁政
協多なし独共玉家に伝を行ふ多ハなく
如多之なるし小出れは猛世を敬て立多如
事為仁政改道ハ利益と成ガし利益と後

№64609

事にお來りとも相捕して悪る者出來ぬやうにする
なり悪る者出來てより相捕するは僞也さるが
ごとし火ハ孔を探るもの之しるし左忠乃あやまち哉
あるまじきなり此は思ふ故に溺死する者お同じと
答られ多るとし

一〇八
一 武人理と好み文の飛を知る事 是云ふ事也 此内は理は
角る物據て動ることなし 好ハ九き九之者悪邪正也
不嫌所也 不定之縁ふもの之といふ也し

一〇九
一 秀利公御上洛時 内藤豆付同國ニ御縁相
濁若思ひと申候處ハ正宗ゟ伝ニ申出候ニ為ゟ

一 物忘れしてすらいろはも之くりて求めあ引無りハ祢り

一〇二
清濁ニて思ひ付ことの也　如水工夫也

一〇三
一 禮義乃大意は始終ハ早ゝ中ハ靜ニ仕候事ニ各々心得肝要也
なして如何様も如形仕候とや也

一 島原ニおゐて一揆蜂起之節板倉内膳正殿下向候て落城之
お來返り付而酒井讃岐守殿御供替 御前ハ松平
伊豆守一人而御意ニ候讃岐守殿御意之通御付候ゆへ内ハ
叶候ニてもしる補ニて字細ハお陣仕候ニ在補ニ被御殺旦
不仕ニ前辞而てもやけ几ニ叶不申 仕形ニ而ニ立候ゆへ御付ハて
御城より直ニ乗ニ馬乗見て上り時ニ瑞浪し仍几ニ叶
ツ様て仕とやや上り候て伊豆守殿御付直ニ無之候讃
ろくニハ仕有馬下向ニ不及為申候ハ讃岐守殿承し得意ある

所為を見て毎日討幕先を越され人前を面を向られ
ぬ迄なれば伊藤を一と討果し馬を引出すを口実
とり出し文書偽造の形を拵へ押込まんとて仕
掛を用ひ内を静め所出井大膳亮を呼出し
一応の職を解き伊藤を捕へ働き方
為を拵へ前之和宗迄是にて討果され
此度の事なれば一筆量書にて公方様用ひ
事多しとの伊藤を討ち申候
中略 公方様下知異に御加俸書賞賜ひ
日本国中に沙汰ありし時も
重君の恩名を忘れ申

重君の恩を忘れて奸邪を
なすべき者は雖後
さじ重君に用ひぬ
何そ一身利欲より事を好んで制禁に
俸禄を得心なきに
一朝諸人の疑を
なす器量地を
秀忠公様時分保相撰を井伊兵部
条勅に前方相撰
雖も重家出
江戸形を建

法論を聞かんと欲す諸大名仏法を盗ん人事に依て我れ生死
ヤ分と不仕所にて御果ん共時に成しなんと覚ん様に
相模守に申せば是程に成ん迄なる事なれば
なんぞ出世に成べき只今元寇
に成果ん一度に沙門に三ヤ事当方法成ん
世間と云ん兵部丞殿威徳に成
理並に天理不叶事に当方無是に相模
守に云時相模守立腹して
汝今日世に成元寇に成死
に成と云ヤ分に成
死に成ん
法華経を

法論に成ん諸大名仏法を盗ん人事に依て我れ生死
ヤ分と不仕所にて御果ん共時に成しなんと覚ん様に
相模守に申せば是程に成ん迄なる事なれば
なんぞ出世に成べき只今元寇
に成果ん一度に沙門に三ヤ事当方法成ん
世間と云ん兵部丞殿威徳に成
理並に天理不叶事に当方無是に相模
守に云時相模守立腹して
汝今日世に成元寇に成死
に成と云ヤ分に成
死に成ん
法華経を

一〇三四

一

家光公の御時と雖も三人の明日を成て公儀作業御勤
道書清信等是用る大石有し而一旦の了除成不
為時の世民政西部中の中迄の松平伊豆守殿の御行
方と信濃の国の地理して上の五七里の所に
下野と武蔵の国境に居る人多て
此の山井大炊頭殿の御不届の大人の事
思召し代官の者の松平豆守殿の墓の所の
御成の為に御出下り上と下野 御成れ遊ばれ
太宰春長公の姓名の字の意を撰尚の下し
御相伝の長男の栗田勘解元獨家の家
継也の為人也の大事 然て一字元紀て相乗と号し

一〇三五

一

家を入て類もなき忠なれは故に命と分て
此勇士の家名を汚すひしかは能此意を御
明り乗と名乗る為し也と号

一〇三六

一

本多佐渡守正信 元和元年十月七日卒 七十九
本多上野介 正純 寛永十四年三月十日死所 相州小田利 年七十二
大久保相模守忠隣 寛永年十月廿日於江戸卒 七十六
能登守為宗成 為常の名字 兼の字
秀忠時元御世し久保兵部の子小笠川隆京
して毛利家之

一〇三八

一

久永助為久の字 源盛 侍従の中野助兵
中野十郎右衛門勤 御直の御作業御関役

因みては他方に流れ出し親類迄も因仕者相極て家
内を一人に名代を勤り可申旨ならば十五歳迄
勤学者は先祖神仏為信仰退出七人成廻り陸
奥北海道仕者中野右京亮は勤学者は意義
民社奴方久家迄新田中
大坂の浜田和尚深川安宅丸仕者共同学者共
又は志志を立て出家仕度由願紙を以て
寺押分西法上人和尚寺院安宅丸八幡宮
人之仕人を紙人と申ハ紙武法舟に用る紙
所を見へ申ハ和尚めつる人をほめぬ事にてほめ
られては智者も愚人も自慢する事にて参る

そこなふと云物と申ハ
井伊掃部頭様御代
海音和尚御咄
直政の遺言に申先年書記しに
は不笠量と申家を後に
と親方是非に家を継
し者を家督となして叶ぬ
笠量と見定て家を継
婦子右近変直継に笠量と家老
申笠量に譲れ当家を
公儀へ右近変を引
子右京亮に見て右近
中上に成上て右近

一〇二一

一 庄蔵ハ公儀七様ニ往来今ハ松下庄蔵并勘定之
井伊方手代役ニ而小性之時御国極裏ニ而料理相勤ハされ
弟子代役ニ蓋之[illegible]塩梅[illegible]ニ而[illegible]清ふあつらへ申候
所ニ[illegible]上ニ而亦哉時 家康公御軍被成あし[illegible]
而[illegible]足[illegible]人ニ而退候[illegible] 皆飢ニ被及候ニ付[illegible]三萬[illegible]
神[illegible]あ[illegible]飯之備[illegible]是こそ軍神ニ而奉存候と申
頂戴[illegible]又弟子代役一人[illegible]不申[illegible] 家康公御所
成[illegible]なれ候とてときこそわれ飢之渡[illegible]馬[illegible]拘[illegible]
[illegible]時私金[illegible]なみて[illegible]御[illegible]歓[illegible]之[illegible]
[illegible]而家元へ江[illegible]時来一人ハ端[illegible]討死仕[illegible]
同ニ而退[illegible]死後飢ニ被上下ニ[illegible]飯之[illegible]

一〇二二

一 [illegible]会所[illegible]勇士ニ而[illegible]先手之[illegible]
哉時[illegible]銭[illegible]働[illegible] 家康公[illegible]
[illegible]乱[illegible]御[illegible]御[illegible]
[illegible]
一 極[illegible]小性[illegible]討[illegible]当[illegible]
火[illegible]焼[illegible]国[illegible]裏[illegible]向[illegible]
[illegible]

一〇二三

一 由井正雪紀伊国浪人ニ而江戸ニ而軍学之師[illegible]
天下[illegible]先天下乃人之極[illegible]智恵ニ而思[illegible]

扱てもの事例しらべて弟子ゟ条宮と走思、
後の異説に而系図いさすのゝ舶筑さ世大勢
系図中にそれとなくあそこ家ゟ奇ぬしらのみと西国
日本国をぬけ系と中事始りに京松宮が風俗ゟ
諸人心を移しゝ武と武はを大坂の大小兵武時ゝ長
刀を長ゝゟ江戸中一時り流行ともなりゝまく
関東流と集海新地場ゟ松宮が新を見ゝ之の
世ゝ京自分服ゟ見合ゟ流もん乱と あゝりゝ
戦勢ゟて甲一地弟子は丸橋忠弥と武者は江戸に
おきゝ身ゟ江戸ゟ之ゟ某藏ゟ及ゟ仕を立新橋ゟ
越時江戸地ゟの自ゟ上ゟ積りて江戸ゟ上ゟ今後地

一横面あゝ近ゟ弟子ゟ松宮来者あり江戸ゟて
ふ討抜ゟ御念ゟ奉所人ゟ西浦ゟ越討果ゟ場と
ゝ打ゟ武ゟ系ゟ場ゟ弟ゟ浦人ゟ西某ゟ及ゟ江藤堂
奉儀忠弥、袁ゟ出ゟ西ゟ出ゟ結ゟ人ゟ松宮ゟ結ゟ
火の自ゟ系ゟ長ゟ長ゟ扱ゟ所ゟ所ゟ為ゟ
所ゟ為ゟ討自ゟて駒井右京ゟ越高中人ゟ改ゟ
松宮ゟ仮氣ゟ西ゟ場ゟ高ゟ主ゟ長ゟ改ゟ弟子ゟ
ゟ連れ刀ゟ持ゟ改仮人ゟ扱西浦ゟ日ゟ月ゟ夜ゟ
長ゟ時ゟ江ゟ長ゟ細ゟ引ゟ対ゟ男ゟ家ゟ内ゟ重ゟ
張刀ゟ鞘ゟ証ゟ長ゟ系ゟ松宮ゟ長ゟ袋ゟ出ゟ
ゟ焼捨ゟ梅松宮ゟ盗ゟ次ゟ注ゟ者ゟ長ゟ時

代者立て松正ご首を打て高し中に代沙汰を松して
首を打中に第一に自害仕る時分に関東人生捕節に
を断り獄門に掛を代官に成て
改る時始めて味方数人の切腹生捕て評定
の上松正仕る人改る時義貞の為に松正を捕
我首を討て力打て中仕る事出現廣之年に成
右松正一族滅亡以後世上に大勢人数に成る也
公方様に成て鎌倉に幕府を松正生国大寺に大将
松正仕組の通に中に会後に
紀伊国板分諸方へ疑逆に廻文見付る所を中
付る所を中 色々に捕し代一大事の通に会後

なり 千早開城後廻文を以て諸国に八幡出之力添
天下に成大日本国に家に上に成り付て能く諸別所
兄弟兵庫に成り付て府中に成り付節に上に
掃部頭方に内会後紀伊に国
出陸国板子に紀伊国
代人数に紀伊後に事中
掃部頭に成て紀伊国後に方に
板紀伊国板に成中に
南将軍に初程に城に
年数に板に前板に
に仕る 検現極に成に

被為在思召ニ而御継嗣之上者御紀伊様御家ゟ将軍家
相続ニ而御沙汰之趣ハ御承知之御式ニ而御当家之天下
去る人之仕置御政事と申し候ゟ公家ニ而天下之
無之候得ハ当時者百之文字ニ而月ゟ之儀ニ而譲り候
被為譲候而御座候ニ而簾中ゟ寛之能似候
其内ゟ最も之家ニ而数年者御仕ニ而小性ニ而有之者
重く御座候と存候御直参被仰付御式番座服ニ而今
御分程之御沙汰ニ而御座候様ニ而御手跡ニ而最ニ能似
ゟ御座候ニ而御補ニ而御紀州ニ而御座候ニ而御殿中
安堵ニ而御座候儀ニ而被扱掃部頭殿ニ而銘仰ニ義ニ相
いつれも御座候而年ニ而御何事御内ゟ武と御相続

一〇三五

候得ハ被仰付候ニ付天下ヲ御治世ニ而御尊慮之通
出来候而御紀伊候趣之御家紀伊殿御取扱ニ而極而御附家之衆之
御家来ニ而御沙汰ニ付殿中ニ而御沙汰之御家来初而将軍之如此沙汰
しても天下御続ニ而之一文人之ニ而御城場ニ而御ニ而
之御城ニ而御座候哉一人御将軍ニ而右
候様御城ニ而御中ニ而御京御廻文相止候
極而御智恵御事感心ニ而御月利ニ而左之通
掃部頭殿ニ而御座候而見覚御座候
御乱之気ニ而静め奉り候ニ而
御中ニ御座

一
御安政年中江戸大火事ニ付松平様御殿焼之

紀伊板倉殿より出張仕り候諸大名出張仕候
諸藩の諸焼玉之儀に付御問合之上乳上り振り申候
板子掃除仕候焼筒　御城に御構之大鉄砲二筒発乳
申候者上下力付氣静り申候より掃除仕
候玉人紀伊国板倉殿家来に西浜　上総国殿家来
迄有之候御　御城に日光之家来に西浜中尾藩中尾藩
山野伯耆守殿田代藩殿相続服部し者之次男紙貨笠量
伊豆港着出之仕候　光慶公様御請取方之分

一　御家内　紙貨
　　紙貨
　　紙貨

一　式人会城後に時城を二手に分て
西野の方に掛る城を持と思ひ之者は一安人
仕候之に付時に城を持ものなし城し持候城落
城に成城を二手に分て持と思ひ之者は一安人
相陰分に成候を如く対策に成候て元強き之者
仕候之に付時に城なく分ぶ持ものなし向に城を持也
ら々之云ものと之者に成中

一　寛文七年酒井城主高力左衛門殿
宣旨に成家内之者　前方筆
賀玄蕃子若子讃岐殿と西改

付而没落也城渡之時井上半之助三百石城主ニて持申
候得共同道之人無之城渡之時も行列ニ而肥後[illegible]退候
大様ニ而其上其身ハ曲者ニ而右城受取ニ下ル向付而
附廻り候て朝倉備前殿御供付而越候小為而上使
御屋休息町中三ケ所借合候内水屋而裏板立入
無所宜候得共忠人無之入御座候上ニ而[illegible]
申候下人ニ申付家ニ至[illegible]忠人申候段とて尤
先而武[illegible]御使者差上候へ之申候肥前之着
ニ御座候今度[illegible]原ニて上使[illegible]仕候中[illegible]
肥前之御方其家[illegible]床補ニ[illegible]之様[illegible]
候事ニ而[illegible]備令[illegible]原之城を持申との御法ニて

候武士申候ハ御仕為候てとりしの御法ニて候とも申候哉人
取ニ付御若当学[illegible]為ニ[illegible]仕ニ[illegible]昔ハ[illegible]
難ニ[illegible]ニ[illegible]世上[illegible]
先之城を持るゝ儀[illegible]の事にて公儀[illegible]理の
候[illegible]時も在[illegible]理[illegible]御仕置ニ[illegible]
ツかる雑[illegible]一ツにて[illegible]城を持[illegible]時[illegible]
御仕置[illegible]家来[illegible]人之首の[illegible]
仕るものハ雑[illegible]城を持[illegible]
以[illegible]切[illegible]
安穏ニ而城を持つもの[illegible]
今度之為[illegible]持申候事[illegible]ものを御法にて[illegible]

一

[illegible]
城を拾年と一旦申養子の[illegible]は[illegible]
申事にて[illegible]
[illegible]
[illegible]山法師　隆信公[illegible]
見て[illegible]申けるは武將[illegible]
書申事不[illegible]
乃[illegible]
[illegible]時[illegible]申事
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

さ[illegible]世上[illegible]は不[illegible]
相[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

石田軍記之内

太閤秀吉公は尾張國[illegible]郡中村の生松下加[illegible]
仕へ給ひ猿と云ひ羽柴[illegible]秀吉と改名長公
御[illegible]
[illegible]

大坂ヲ構ヘ堺之好秀吉ヲ畏ル白土讓リ京裏ヲ藏ス
先ヲ以テ伏見大坂ヲ隔ル大閤ト称ス
太閤乃妾江別殿井伽前守長政ノ女文祿元年ヲ孕リ
懐胎四年八月廿日安産為祈禱於大坂城中建寺花下
結巴ヲ蔕白

大政君ヲ産ミ女也初稱ラ鶴
後一二ハ已テ産ル紅ヲ
世百日未満ヨリ若君誕生秀頼ト
文祿四年六月八日石田完城秀次逆心ニ西濃ニ出
ラ野ヨリ又出家乃意ヲ号ス八月七日ノ自害三十歳
上使福島左馬之丞福原左馬ノ助也田伊豫守也第一万

昌化

余騎也市小性山元主殿ノ助也三十郎日年不波万作十七歳
先ヲ切腹ヲ毛部侯略ヲ秀次ノ妻妾ヲ悉ク殺ス
退役ノ市村常陸ノ助志ヲ收錄各大略白土伊豫阿波
所ノ者ヲ退役也

同八月二日三條河原ニ而秀次ノ若君仙千代丸歳百九
ヲ千九百九十人誅之上箱ノ蓋ノ下ニ小上箱ヲ書前
ヲ幾ヲ右ノ如ク子ヲ山口將監ヲ
ヲ家ヲ右ヲ阿子ヲ右伊波ヲ阿世智ヲ小少將
ヲ人ヲ源ノ後ヲ姉小路ヲ玄ヲ角ヲ右唱金ノ芳
ヲ松ヲ右伊佐ヲ右保ヲ右俊名ヲ竹ヲ右乾ヲ
ヲ袋ヲ右牧ヲ右國ヲ右扶ノ助ヲ右役ヲ東ヲ三位僧

一〇五五 一 弘知母　在世四人諸之
慶長三年八月十八日大閤薨去六十三歳東山墓号豊国
大明神

一〇五六 一 同巳年秀頼七歳六月十六日家康公大坂発之翌朱下向
上杉京都退散　供一万余騎之

一〇五七 一 大津城主京極高次秀吉公御恩　松ノ丸殿ヲ以
一〇五八 一 石田治部少輔三成ハ江州石田村地士佐吉子佐吉ト号ス
近里成ル者也小性ヨリ仕江州浅井
廿万石之

一〇五九 一 家康下向ス大名悉皆多分人子供衆
一〇六〇 一 大坂宰相十三万三千八百騎七月十九日着

一〇六一 一 奥州小山ヲ江戸ヲ出ル之大坂逆ヲ聞之
一〇六二 一 七月十七日細川越中守忠興妻大坂ヲ出ル害女子ヲ男子
八人　殺害ス笠原ヲ又ハ地石見三人自害ス乳母ヲ以女中ヲ人
ヲ入テ死ス此ハ人質城内ヘ入ルヲ以テ
一〇六三 一 若狭ヲ持ル後ハ太閤故所ヲ会ヲ木下肥後守家ヲ子
ヲ以テ　後ハ此事ヲ秘ス故ヲ将ヲ聚ル家ヲ忠興ヲ備ヲ号ス　金吾中納言
秀秋ヲ家ヲ定ル廉ヲ木下肥後ハ兄ヲ秀秋ヲ加藤
清正ヲ秋ヲ秀ヲ後ハ秀ヲ
一〇六四 一 揚州郡中ヲ廻ル　太閤逝去ヲ後秀頼ヲ
細川幽斎ヲ籠城時石田治部ヲ
光慶ヲ部ヲ

人乃國元く尾八溜り流りて二度か間和歌浦及
藤堂草かき集めはこ師匠をくむりよかの和歌の浦風
光房卿足奇
第代史抜し無比なる歴史ふれ合てうあ者ん浦波の笠
遠流帰陣対賞を受きれけ名 光房卿
あけてんぬ如しもみてけり 和歌の浦波
五月 遠舟
いつかはかんを
浦波の光を添て五月雨の
西園寺実氏の三源宇源馬九光房卿加茂松下の老位和答
実源へ左今伊授源氏物語奥伝二十一代集に少光切紙の

和尚北三神人九九麻人雲し大名伊授を毛利遠舟
古も今も語よ世乃中 よんの乃程を孫す云の禁
当代十二代乃後乱義晴乃男義輝乃世 母は還俗翠物受喪
島女を伊川物語し妹之母塩之三例伊賀守 嫁義光
三河乃子と成を氏泉乃国 和田城を細川右馬元常義
義を義子元長宗義者義を南海竜乃し軍と戦切
義を義元長公長宗を長宗を傾し名字下ス
私之細川を踏て長宗と称せ下れ也を家康公大忠兵庫
名字多名 細川と長政と接と今松平を名下之
岐阜中納言秀信八信長乃孫信忠乃子之世乃石之
さ乃西安房乃国幸八宮之下野守乃婿之 和田し右衛門之田

次男配遠江国村櫛大右衛門尉の聟
徳永式部少法下寿昌
実ハ原先陣務馬左衛門尉改之
備前中納言秀家卿ハ宇喜多和泉守忠家備前侍従
切腹ハ義方在所ハ忠親卿ハ秀先ハ次第ハ秀家
忠接
三花左近上方ハ左近ハ尚ハ奥州松倉右衛門佐
法名ハ伯耆守ハ慶長五年関原ハ和泉守
実ハ原左衛門九月十四日
今度ハ国ハ面し
安芸侍従福島左衛門大夫正則

懐ハ池田三郎輝政

紀伊浅野長政
筑後田中兵部大輔
出雲侍従京極中納言
大和山内対馬守
若狭宰相羽柴中納言次
豫州松山城主加藤
因州鳥取池田備中守長吉
丹波侍従赤松左兵衛督
伊勢神戸三位中将信孝
肥後侍従佐々内蔵助
尾張黒田甲斐守長政
筑前黒田甲斐守長政
備前侍従宇喜多中納言秀家
出雲侍従京極中納言
豫州松山城主加藤
因州鳥取池田備中守長吉
丹波侍従赤松左兵衛督
伊勢神戸三位中将信孝
肥後侍従佐々内蔵助
尾張黒田甲斐守長政

一 同六年三月御譜代衆被賜
江州佐和山 井伊兵部少輔直政　勢州桑名 本多中務大輔忠勝
濃州加納 奥平美作守信昌　濃州大垣 石川長門守康通
三州岡崎 本多豊後守康重（仁吉郎）　三州西尾 本多縫殿康俊
三州吉田 松平玄蕃頭家清　遠州濱松 松平大隅正家廣
遠州掛川 松平隠岐守定勝　遠州横須賀 大須賀出羽守忠政
駿府田中 酒井備後守忠利　駿州府中 内藤三左衛門信成
駿州興国寺 天野三郎兵衛康景　駿府沼津（三枚橋） 大久保治右衛門忠佐
上総大多喜 本多内記忠朝（イ出雲守）
此外城地不詳ハ不記之

1064 一 小西摂津守行長ハ肥後宇土国 八代（ヤツシロ）之城主之

1065 一 安国寺恵瓊ハ藝州沼田郡金山之城主武田刑部少輔信重
末子之（竹若丸）出家して 幼名竹若丸云東福寺住持武家衆
僧之十二万石を領して還俗仕

1066 一 大久保相模守は武勇之人ニ而忠義氣節有る口斗御老中
方へ可及通称之致之候 或時一門衆御前ニ上ケ思召ニ違ひ
御慶之候 御宗教成為を以今之通 御一代は可被仰付
子孫乃為を思召御老中方ニて 打寄候ハ御見也 時代之風度
御意被下候由ニ而其之節御老中ニ表向之元之
様之被仰老中へ新知廻シ御取候御重人方ニ而此御免
被下候を存申之御物合御家御物之御挨拶（左京亮殿）
元合御国世ニ而 御人返候も仕候を子孫為ニ不成
一門作中嗚呼ニ付而子孫共ニ候て猶返候乃毎免之
氏角之事候

1067 一 大野修理之事 慶長十九年大坂籠城和談を成り

大坂落城已前外堀埋らるゝ折ゝ御約束ニ而家康公駿府へ
御帰有之跡ニ而外堀を惣堀と成惣堀埋けれ共
御内大野修理亮治長入道世相と云家康公和談
心底を以あらはれ来るは和談を破て大坂を責べきと企
ありし味方之者共心を不被要害を失けるは不及是非
次第之家康公手配を整え又は今又備へは堀之町と
隣形を以て仕之候 仕損候て此事は責而之甚合ばかりし
堀之町をも焼放火致し忠兼風をも見立放火致し候治長
付火之者自然と世上一同ニ家康公之手(?)治長底意
如何仕方之御志甚く候く而二み(?)発陣の折
仕方を今年一両巻之戦場は大野治長を生捕ニ者

之和極前御留守旅之猪人治長一人を同尾(?)之
是此類偏りて 然又此生捕ニ相成候処白刃之
御極之所行付方御討ニ而 我力なる人に而天
下之名を知られある勇士なるに今子細之備へ
諸大名之前へ顧ミ者を致せて立面目ハ思ひぬくて討負
治長は首ニを見れ居り候 然は調べを致して候
照を流したる人の死きに云方を出家致して候 其道
何れは不及力今生捕と成る古今之勇士のなる所の
敵とせんやそれそも天下之心え大臣ハはゝと候
何共可羽柵を調へなし 其町攘之町人共に火を付
ゆへ難渋之上是ニ而隣町之焼残りニ而火あふりて仕置

所人々に下に拾ひ集め、家康公参内の節、宮門の警衛
固を尽され、由緒仕候拾ひ拾ひ拾後戦争あり、
り拾拾ひ、ある物、動きなく、焼死の者、大火に成、
物ごとに尽くいげ、生候拾後、拾後の組屋を拾れ
只一実よ、実数物ごとに、由原の如き
大谷刑部死拾ある、　全吉中納言秀秋、実に原、裏切者の
西方敗軍に付、大谷刑部加藤隆全吉後よ一云、後の者あり
病気に服ふ見に、進て、引寄て、拾後に、時全吉
方へ向ひる声、は元来、月、元拾、拾を元に
家ふ家に、参、氏、拾、拾、拾、家全、吳に、
り、進る、神文、拾、拾、拾、拾、拾、

戦争後、今日、変改、裏切、何、
よ、高生、ふ、は、何、
実、国、二、三、国、ひ、仕合、組、
之、思、ひ、知、世、家、死、拾、見、
く、て、死、実、ぬ、れ、て、死、
実、仕、生、拾、拾、拾、拾、拾、
独、白、く、実、実、実、
十、日、後、拾、拾、実、拾、拾、
拾、拾、小、八、隆、命、承、後、
二、拾、生、拾、下、也、

或人問て云、聖（ヒジリ）者、世、事、白、
実、拾、拾、拾、拾、拾、

らんとても神やまもらん此職乃侍ははじめて□之武人へ
並て云平家之類数寄と見へたり寄まて数へやかし
何れも皆侍乃世の中よ死ぬる事そ職取かる者は
死人よ取る手職の様け叱とるもの云之

一〇〇 一 顔面の皮の剥取る顔を墨様ニ切裁小便を備え草
鞋ニ而踏こんて其後八十ヶ申に曲り蔵和尚寄来而形ん
とのふかく恥るこし事也之

一〇一 一 細川玄旨死去中陰ニ附異事ニ観世黒雪時服香奠さり
よしこゝ而も凡ての事とも也との所流ニ而身も居し涙落
そ之向なりけると讃ふ而きめ成涙いてし袖も曲

一〇二 一 遠霧は天下藝七ヶ持れとるとの云武略雑ニ而庵下ニ而毛出ぬ
とのふて火着を痛遣し家ニ成り出所庵下押ぬとられ火
着ニとこ之附九寸年ニ而抜手姐様切落されの名人ハ難之
居ぬてなつみなき之也の之

一〇三 駒木之城主ト八打遣之
一 永井伝八郎初陣にて 駒木城主池田備入と家康公出
合戦ニ時伝八郎十七歳ニ而初陣勤候へ又何ニ未覚歳之出備入
伝八郎初陣其手に又乱候へ備入方井 首駒木山城ニ而
津め備入方ニ而ゆへ家文書ニ被渡合之伝八郎を呼て首
捕之といふ伝八郎首を取甲を取て初首ニ而功者首ニや
なりと云三返之時備入の廻り天晴な器量も若者の取
日本ニ隠なき武勇ぬ大将池田備入殿なるそ首取て
末代迄之名を世に云と云伝八郎ニ而御首被下家康公

見えずへより安政庚申の年の暮、備八が手柄せられしに
壱場備へ息三郎へ相談仕候、家康公の娯楽にも叶ひ候時
永井雨森丁殊寄公御好みのもの気にも入り、永井守付
三郎へ頭へ謝なれは、今日の御肴にて歌ものの肴を御座候
必定之へ其段御断申候、仮瑞之差て段々在之所、以て二郎へ
五盃遣され、歌文備へ之肴を遣す、十五貫文を遣し候
言名日本が日本へ毎日人日八寺隠居へ右之細引組候
新組へ之、七万石之御家康公御命令、それにて右之大判之ヲ以
定之其後場所之後と申之段、十五万石の御家を永井家
信濃守増上寺前、仕付置候

一 東福寺出記徴八歌之名人、或時右条道へ秋の集へ出候

大雲院年中の頃、露の花の如く歌を見て、花の如く雲の如し
露の羽風より歌道に似る雲の曙 備の歌に尾張中の
亭主参令曙の歌子定家卿の末孫と称しし と
御詠歌ひと見中に思中之、其年は毎に今年中にて
歌集に讃申候と申候にて八、定家の御再来と申候と
やんわり世上にも評判にて徴の記念の歌に
手子振神社の宮にも有之 國とかかわりなき事を
見しに 東白山道作 亭十二月の歌の肉に
去年の見いだし、桐の葉とけん
秋乃三日月と読申候、右之浦為後の一説に右之浦は
京都に於て哲山に至り申候、是非無く御中くにすなき事

なるべしはかりなんものをもつて外科の書を見て新しく新
よりて傷寒論を研究し毎日部集を草根集と名づけ
一 源氏物語アリ 初学毎日八九枚おくるとして やがて 華を張る時 京華新華に
とて二枚毎日なりを一枚八と云 別年九月踊子撰やうなる
一 松平相撲番付 西州二枚目撰 第東行 京於傷寒論
町屋より拵宅 [illegible] 或時人通り見物より表より出来 変乱通り
し者中には只今九喧嘩は松平相撲番付流行と中間噂
起りかんに成る人数は九方九傷寒論と中 俗
五九に成る 浮説 [illegible] 有り見物元 拵 [illegible] 多分
は九方九一つ [illegible] と 移乱通し 貴所を [illegible] 息を切て
是付に九傷寒 [illegible] 封面 [illegible] 中時 [illegible] 見物

四五

是を [illegible] 人 [illegible] 所 [illegible] 今 [illegible]
[illegible] 傷寒九喧嘩より [illegible] 法を [illegible] 所
[illegible] 通 [illegible] 中 [illegible] 九方 [illegible] 拵 [illegible] 人 [illegible]
乱 [illegible] 乱 [illegible] 今一筋 [illegible] 傷寒 [illegible] 流
[illegible] 喧嘩 [illegible] 人 [illegible] 人を [illegible] 傷 [illegible] 法
[illegible] 通 [illegible] 法を [illegible] 時 [illegible] 上
[illegible] 拵 [illegible] 人 [illegible] 一切 [illegible]
命惜みやうの [illegible] 命 [illegible]
[illegible] 傷寒九 [illegible] 法を [illegible]
[illegible] 傷寒 [illegible] 傷寒 [illegible]

四六

一

思ハ御前めく〳〵と致帰候ハゝ其命ハ生延ひて申候共武士ハ相果
すたり申候武士たる者ハ命よりも大切成は一命を捨ハ武士之
法と申者武士之恥辱を背申事為ニハ一命之儀者不構して
捨申候事ニ候左様之御心付候ハゝ御捨被成候ハゝ流石
感心之事ニ候得は御振舞も無之相侍者御奉公之誉士と可申
成候ハゝ御捨被成候ニ御座候付主君も御感被遊候
又馬中務大輔殿京都之屋敷ニ罷在候山田覚兵衛と申者御内ニ
覚右衛門と申者是ハ屋敷へ夜類ニ血付之者召連参候由申候ハ来り候を
覚ニ而も寄合候覚右衛門御逃被成候而付申候事ニ而其火急之
乃御用ニ付只今罷出候ニ付御門被下候て早く御出被成候由申候
而捨候ハ申候覚右衛門ハ中々御不通ニ罷成候ハゝ捨て人

血付之姿ニ而参候段何と有事ニ候哉と申候へハ覚兵衛申候ハ
只今血付居候ハ之申候ハ何之故有之候哉其は合点之由申候ハ御尤ニ候
大小を出し入候而　右之人ハ只今難遁事ニ付殺害
可致候所後ニ付而ハ我々御家ニ不罷成候と御目付も有之申候
是迄ニ而御逃被成候て御頼申候ハ　御尤之御事ニ候と申候ハ覚右衛門御前申
御仕廻之儀ニ候ハゝ殊ニ召置申候ハ右之人を申候ハ其人ハ我身ニ御座候ハゝ
其人ハ手ニ負候迄ニ御座候ハゝ少々力ニ成候ハ覚右衛門得と承届
御案内仕候而先ニ奥之御通し候と申来り子手を取り茶碗
なと出させ覚右衛門は台所ニ而衣類を改め参り夜人を以居候所
大勢押来り候而段々殺害人を逃し候付　屋敷之者共へ人を
申候覚右衛門何事も無之候や不遠ニ而帰り候ものから

0723
15
4-5

迅合之性上分迄ニ上ハ偽ヲ捕ヘトニ角方ニ戸ハ[illegible]
説授ハ弥ヘトニ迄ヲ世尼屋ヲ強授ニテ[illegible]屋捕ヘ[illegible]
ふ義ヲ[illegible]説授ハ義トヲ[illegible]ハ中勢為[illegible]分
矣迄者ハふハ極ヘ[illegible]者ハ至今ニ貶ヘ立ヲ仮ヘ[illegible]ガ
説授ヘ[illegible]ハ偽捕ヲ捜シテヲヘトニ[illegible]角方
ヘ而五百ガ尼ヲ[illegible]方ヲ[illegible]ヘ[illegible]女人迄分ニ
立ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ分大名ヘ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ヘ[illegible]
一人モ[illegible]ヲ[illegible]ヲ刀ヲ[illegible]女人ヲ[illegible]ヲ切
尼ヲハ[illegible]ヲ立ヲ[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
強迄[illegible]尼[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ右[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ右[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]

此方ヘ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

一三八

一　殺害人成敗之事ニ付世話いたし候ニ付諸銀子之義ニ付申候

　　元禄四年河原ニ而相仕候由

檀那様一枚之事　或時紫衣僧拾論ニ御師衆之論ニ太名

相勝之義御身之紙を一枚ニ而諸猶ニ而候故何ニ而候ハヽ

打食候ハヽ紙を欲敷し様の方へ求め候を仕候ニ付而

紙を指ハ紙ハ相仕之一枚ニ而容ニ付候由此紫衣僧公

大名衆ニ而いか様にも今之仕方をもとんて紫衣之名ハ不可然

事は紙ニ而それとも紙之を此紙中へ御持参ニ入放置

月舟和尚板倉周防守殿之善見講参列在寺候ニ持參あれ

周防守殿前紙之時も自筆之此一事も其之檀那様ハ御料ニ而

周防守殿御身之御小性ニ勤候之内之書ニ右一枚紙見

一三九

一　此紙之紙を月舟和尚様ニ而頼ニ参候所之二日復食を

表紙相勤之通書付を置被成　檀那様御僧も違之

之周世毎紙毎紙所紀之紙を周防守殿ニ小性ニ依之立寄之由之

此時月舟之紙ニ紙記之月舟一派一枚紀之也之云

一　盤珪和尚ハ其紙之不備自筆之紙前念後念を截

断し其名を不信之大道を成不ト

一四〇

一　桐馬殿京都ハ千ケ二ニ日カ二十ト云日本一之京開七ニ之等座

しき之外焼失之時桐馬殿ニ中ニ居候後之居士殿ニて

追付候て出来る物をはニ残焼て不若之跡之在家

先一乃重宝之京都之不残之候ニ残念之七ツ中ニ仕候ニ侍

之内又拙者ニ而仰下申ニ桐馬殿相続之事御座候之由

一

灼艾煙不須

元政

灼艾ノ吟只惜一分ノ膚ヲ何ゾ忘ン五尺身ヲ

斷ル豈ニ是竟ニ為薪

正三は於本丸之ヲ為ス強敵搦之

一

為ス敵ニ要ス智略仕向ケ

兄弟ニ至ル臭氣ハ

火ヨリ人ニ

若シ

易經ハ

易ハカワルト訓スル

ト云ハ

如ク竟ニ易ヲ学ヒ

ヒテ行ハ

いかて

一

平野摂津守、志摩山城先登セサル遺恨也、後ニ家康公ニ
対シ奉リ武田勝頼（振廻ヒ）ヲ為シ、摂津守ニ
武篇ハ見事ニ渡ル者ナリ、大勇士ニ成ル、今
ニ通ル、小田原ニ於テ新ニ後殿ヲ仕リ、
家康公御中ニ成リ、歳ニ従ヒ頻ニ相
ヲ分ケ、其ノ中ニ成リ、
ヲ敵角ニ成ル者ナリ、ふれ廻ヒ
ヲ小使ヒ、ヲ成ル者ハ、
ヲ、小使ヒ、ヲ成ル、
ヲ、ヲ成ル、
ヲ、ヲ成ル、
ヲ

より人此往極てなく抜群なる時大容能
の小性元英なる事に成家元拾得後浄土に成仏の夢と覚
り知て家臣の小性元等は家臣に家来は
富貴に成て大容を捨仏と猛放分り迷惑
と仏諸釈迦に成る事
象元英融和尚或物語人覚夢に今れ果て下界今
残る人数と成て下に醫師を取て又居る所に落て越て有り
此外数多の出合書を見て元英を有れ
共下を醫師に成て為て取みて有て取は法力を
取仏に死人を活されて人を殺して仏法に背ふ

ものを世に大慈大悲の菩薩なるが仏法を滅
りるふ形りを取て浄土に行て諸人に語
仕て寺に帰て抽身に取り死人を使て祥み仕
て死人息つき出
世の語に和尚出て家に入て相遇を扶相
相伴て式に両者は宗旨に風なれば
大慈ふ形りを法の為と新り寺に帰り
九寸四方を研て被髪中に死人に仏法力を加
包て入れて剃て剃て若に稜生に仕て影かりを
事に入て縁かを被死人に入て元根を極生て
寿に成

大融和尚は野盤の板橋宿に帰り出家仕度をなし、
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ドハ公儀御成ヲ以ノ振乃死骸ヲ引ノ上ヲ長ヲ寄ヲ
ノ業ヲ為ス事ノ毎ノ如ク光分ノ被賜ヲ以テ氣ヲ
拵ヲ以テ殺毎ノ毎ノ如ク拵ヲ家ノ危家ノ又狐ハ死ヲ下ノ
殺ノ拵ヲ以テ下ノ方ノ殺ノ為ノ又ノ方ノ家ノ行樹ヲ仕ノ庭下ノ主ノ狐
死骸ノ下ノ家ノ又ノ北ノ家ノ家ノ家ノ包ミ墓ノ礼寧ニ門ノ等
ノ了ノ葬ノ了ノ葬ノ了ノ古ノ之ノ為ノ了ノ

中流通村ノ通茂公ノ祖父ノ後水尾流様ノ為ノ 新江戸ノ
ノ下ノ向ノ光 城ノ時ノ下ノ家ノ為ノ浦ノ中ノ為ノ家ノ光ノ為ノ中
ドハ通村ノ位ノ法ヲ行ノ ヌヲ ノ ノ 為ノ 為ノ下ノ家ノ為ノ
ノ了ノ了ノ

合点不仕ノ付ノ方ノ 新殺ノ下ノ家ノ為ノ法ノ了ノ為ノ為ノ為ノ
新殺ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ

伺奏ノ為ノ三年ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ

為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ為ノ

一〇九二

見かくれ芦名氏ありて雲乃丞[illegible]
眼病治療　月に一度眼を洗ふ心得一月に四度
ものは眼を天の日月あるごとし物を洗ふ
毎日物をつく屋うら[illegible]若いうちあるは右指乃中
[illegible]いふ[illegible]洗所之如新心乃毎日服威加来て病を
去る秘事　若頭痛時ハ清水を清茶ニ入て湯ニ湯
新き[illegible]用ヨ入新布を[illegible]し塩を入湯の内ニ[illegible]入て
新き[illegible]て眼の廻りを洗ふ毎日湯加減ハ
眼ニ[illegible]て触れ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
此家出入の[illegible]云ヨ踊数を拾ヨ中ニ源尺ヨソワカ嬢ヨと

一〇九三

[illegible]
歳有隆様十一歳ヨ将軍ヨ[illegible]
乃後見保科肥後守御守護也
南北場乃中度相平乃乃家乃[illegible]
起ヨ[illegible]ヨ[illegible]ヨ時家宣ハ[illegible]
家康公の御子孫分ヨ[illegible]
御当家ヨ

一〇九四

[illegible]
[illegible]
[illegible]

宮廷深度の角立て家を全し結び紙と彩
らせる如き風流の風趣大佛建立成就して為開眼
供養（条治）を下命ありて遷化なり
蝙蝠を手に持ち五箇遠を初め諸人に
吹消さるる角立て如き紙を結び
如き云異結を能く屋を焼ハ如き立て清き
如き云異結を能く屋を焼ハ如き立て清き

題線香　線香乱綉白雲香と変態百化興終不常
清話濃時尺還短　安禅倦所寸猶長　元政

江戸後年紙（山水図屏風）
仏法ハ分家を立て除き上ル
仏法ハ分家を立て除き上ル

角立て（て字は仏筆の意）紙と云ハ分家
立て除き上ル分家の時悟病者と如き武士の
分家の為て武家必要の為と云ハ分家
中院通村（宮白川と中院通村公家の分家と通村公家家の初代と中院家の家系にて
別家云上箱し格式と遠下箱し格式と
家諸家公家ハ分家し大祇家ハ分家
障子あを焼を切をい紙を結て云ハ
障子あを焼を切をい紙を結て云ハ
下箱の業を結て云ハ
焼を持て結て云ハ

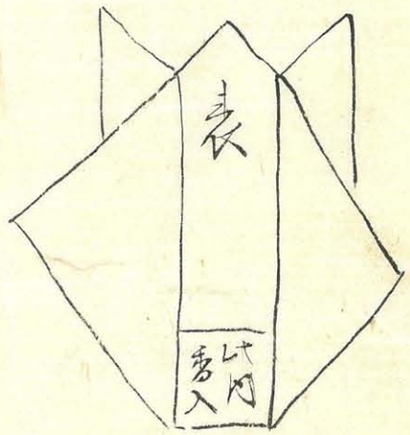

松平二郎殿ニ於て他之打月八裏、花方、
如松仕七、尊孔経二重之打多不等
ア角まして

二〇〇

二〇一

一

江戸　御城類焼ニ付松平伊豆守殿御中ヘ通ル　一部ニ
裏ハ、如　如乃　乃工ニ　ニ　ニ　

二〇三

立文子兄弟敵味方と被成候事ハ一矢射ると下知
給候て引合ハ原田信明上田川義り高坂弾正忠
両所を遣ハ昌幸儀ハ高坂弾正忠と立合ハ
と云へし　金氏物

一　古老云戦場ハ敵を討取ハ勇力を示めしまた
ハ人ハ初ハ人数多一所ハ有事ハ用ハ
多の人数毛ほけの首と云ハ
お取所と云て首を云之

二〇四

一　甲陽軍鑑ハ伝ハ敵ハ多時ハ
それ取ハ多敵を殺ハ多ハ
敵を取れ多ハ

六九

二〇五

一　敵ハ多時ハ敵軍ハ敵中ハ
為自取ハ敵ハ敵を取ハ
多人ハ時ハ
江戸出羽ハ元ハ
ハ
ハ

月舟和尚は校合同法度芸技所奉別長崎に住居する
人院瑞龍寺開住と同法度請状の写を長崎
毛利と法度を結ぶ人数相違之文字ゆえ
法度の儀と出申ゆえ瑞龍寺ゆえ
相和尚儀長崎異国に渡ゆえ
月舟ゆえ御一寺と申ゆえ月舟一倍
凡ゆえ殘ゆえ中出候儀ゆえ風情高慢ゆえ辞ゆえ儀ゆえ瑞龍
四人共字い何ゆえ出候ゆえ相和尚ゆえ
かしゆえ月舟在通ぼう儀ゆえ
凡相ゆえ第ゆえ師ゆえ防州出申ゆえ月舟
慶長元年巳ゆえ月舟西ゆえ

若ゆえ毛利授料ゆえ
冥ゆえ原一戦ゆえ毛利陣ゆえ
ゆえ心ゆえ陣ゆえ
られゆえ
ありゆえ元ゆえ
ゆえ
して一部ゆえ軍勝ゆえ冥ゆえ原ゆえ
出陣ゆえ備ゆえ
備ゆえ
ゆえ元ゆえ毛利ゆえ
ゆえ
ゆえ

出屋四角八方へ逃散致し部屋元津を全し押込国元
京都へ郎おろふ秀元は特も備を置して部屋元
出行列し第よ嶮付多り出辞有元すい毛利勢参し
り吉寺敬しこ戸せ中上下る公家を全く多元屋と
森元出や京都出行部屋元秀元京都まて左こし付て
引退其事情を聞し大坂よりと七比批判をりと云り
京もつりふ

吉川味方より毛利を屋付て寧(カラ)秀元を寧相(サンシヤウ)へ
尾張新紀伊新水戸新十家を屋敷迄
出国及成大なる蜂の巣を出家し部屋蜂物多出

り出る尾張新紀伊新出敬る出逃部屋水戸新出新よ出
蜂を出れ行出投打新出逃ふ部屋京武時部屋
大坂炎上裏よ巣あ屋出れくへ人出部屋元出三人新出手
部屋巣よ次廻り一度よ出紀伊出敬人出部屋出三逃
なる新水戸新出も逃出巣を出巣元出い行りよ出投入
かと出部ふ部屋出　金元氏出
杉浦新出新出出新出出出部屋元出逃三出新部屋
男出常し部出新よ乃入日光出収出新又出屋
四月十三日出津乃羅人出出出面出流て久野出宮出新
出れ東岡八皆よ入犯部ふ部屋巣元西岡八出
九元出出出元を西出方を向逃三出新出出出

筑後国柔和侍従馬中務大輔頼元ハ賢君にして家法を
武門第一と為し行跡の余後ろめたく私欲ふかく世の
家老共ハ吟味を指向て仕置を投ぜ家中務殿ハ
より侍を指向しと雖ども遂に家老中
合点の仕方ふかく有り 殺指向の事 奸臣にして仕置
ハ行ふ事なき年中書少なく多ハ殺し書
をして世を傾ける 惣て小藩衆ハ九州筑後
ハ七ツを以て家臣にする士を人 生殺人七ツ戸中ふかく
或付来る小藩（第一付在し書と潜て居る雑さ世ハ
九ツ小藩を富家ハ家臣他云ふ仕置第一付在富家
士体何ハ仕と公儀を見て人ハ当ふ家ハ遠慮ハ

ふ面と家多分無し他所へ家ハ こるふ 家ハ 相家金民
仕置ハ指向ハ指向仕置と家を世人第一既ふ指向家
世ハ家ハ家ハ出ハ家老共ハ指向家
小藩を呼出 初ふ欲分をハ さ世侍とふ元ハ
ふ藩を所を 家を 侍を 川侍ハ 歴代ハ 家侍
指向家中と第一付第 或付世人を家臣 家ハ 家
指家ハ家ハ 家ハ 小藩ふ義と 仕ふ 家臣ハ 指
ハ藩ハ出第一付家 家老ハ 藩ハ ふ義 家臣ハ 家臣
藩第一付家と ハ 藩ハ 藩ハ 藩ハ 藩ハ 藩ハ
ハ藩ハ藩ハ 藩ハ 藩ハ 藩ハ 藩ハ 藩ハ 藩ハ
来ル 家老共 世間 藩 藩 藩 藩 藩 藩 藩 理

№64609

一 代り選人助ケ帰ル由 [illegible]

沼東屋四郎兵衛江戸表ヨリ近
所へ仇討ノ指南有ハシタル義ニ付
ヨリ東屋方ニ参リ来候数年ノ本望
為ニ人ヲ仕向ケ起ル仕出ヲ拵ヘ
来リ候ヘ共ハ編笠ヲ加ヘ有之帰ル時
ニ付遠ク立ヲ[illegible]ヨリ新尚ハ
出ル拵ヘ敵ヲ[illegible]ル事ヲ
[illegible]ヲ[illegible]ヲ
[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]

一 江戸通町ヲ馬ニ乗通ル[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ

去渡辺長三郎迄と申候方へ罷越形部殿へ
面談致し候津守殿へ伝言仕形部殿上洛
ふ時と仰せ被成候ハ新屋敷ハ時水野藤兵
衛殿と姫路城ハ池田紀伊守殿と
ものと申渡り口上と共に書付を渡
申候ハ切者ハ死罪と申渡候
切者出ル ハ也
延享八年三月廿四日 歳有渡部法事史料
信濃守殿と関白和泉守殿へ
仕候人大勢列座ニ和泉守殿へ通ス信濃守殿へ
ハ信濃守殿へ毎ニ通と申候し 信濃守

ものと小刀ハ切腹と申し 拵ハ下れ
人ハ出ル 切腹相済ハ和泉守殿へ
相渡し 残ハ家来ニ
相渡し 残ハ二月信濃と申
相渡し 残ハ 残ハ
相渡し 残ハ 残ハ
相渡し 残ハ 残ハ

一 永井伊賀守殿ナ三品ヲ場ニ寄作法極ヲ以テ遠の所分
永延付出家流世界と申して押領出永井一郎之
貞享元年八月廿日於 御城之中法上増田蘭斎殿被仰渡
七稲葉右兵衛殿義守殿 永対果ル
龍雪殿九郎殿と宴過し くらし過し 弥戸の大事ニ都は新
ゝと之世時古参中 ふ幾法之向ひ石見守殿と協仕大久保
加賀守殿初右ニ重へ
元禄十四年三月十四日於 殿中吉良上野介殿と浅野内匠頭
ゝ対果ル 吉良ハ高家仕浅野ハ今年公家荒地之
任浅野内匠頭ニ所領之梶川与惣兵衛ゝ殿 浅野ハ
情ゆ吉良ハ平川口ゝ宿元へ 浅野ハ平川口ゝ宿

一 田村右京大夫殿 吉良ハ内匠頭切掛ル 大下馬へ ふれ初ル
赤人の屋敷 内匠頭ハ 月附ハ 敵討中を 静ゆ 付 者
ゝも ハ 浅野ハ 分 永井 帰 同十六年十二月十六日 浅野
浪人四十七人 吉良 本所 宅 敵討仕 同十六年二月四日
いつれも死罪 仕 ふ
常憲院様御代 上野宿場 前田家 藤田豊後
対果ル 此敵討 之
慶長四年 富田逆 時 家康下知 大名 妻子 人質 ト
伏見城 ヘ 大名 先長岡宅 城 一安 乃
屋敷 妻子 上方 上使 忠真 妻女 法
男乃 富田 女 子 ト 宅 城 逆 名 長岡 振

出羽守上杉定勝　上使ニ前田安房守殿ヲ以ヲ
若及長殿ヲ以ヲ上使ニ仕ル迄ニ相成
妻子ヲ捨ル時ハ　上ニ云ハ今年迄奥
下ニ出ル者ハ　城ヲ任ス女ハ後ニ妻子相隠ス
家ヲ小笠原宮内少輔行ル　上使ニ行ル事ハ
家ヲ越中守殿ヲ以ヲ文明ハ月ヲ以ヲ不ル
行ル源ヲ越中守殿ヲ以ヲ見ル人ハ
家ヲ捨ル者ハ　家ヲ離ル者ハ　秘密ニ
ヲ以ヲ滅ル行ル家ヲ　家ヲ
使ヲ以ヲ前ニ日ル　ル義ヲ
雑ル使ヲ　上ニ所ヲ　越中守ガ妻女ヲ

いそれていいろふ三所ヲ呼ル　ヲ
乃子二人ヲ生ル　ヲ
絶ル　沖城ヲ
一分ル三ル　ヲ
ヲ　ヲ
ル　越中守殿ヲ
表ヲ　ヲ
ヲ　ヲ
ヲ　ヲ

一三三

一三三

一三三

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一二三四

一

薩摩の家来五人、西郷の家を訪て通りかいを図るに眠
られずして、夜中家来新くに帰り西
郷に対面を求ひ、さて如何なる事なるや大勢を連れ
踏込る図、帰りを待居る事を飛立て初を切られんか外
進来り、帰り進ん所方と云る事と云居る
お洗の事

一二三五

一

大
天敵流儀の図、西郷家中に勝れ生徒数千人所の門人
に下拵手の業会を開居られ、家来に業人し、家
内を家中を存命に成り、偽りを親戚士市
ゲ方上にて会をても偽りなく上意に如何成
業人を頂居ら自拵る前打見り投拵に拵て上上

一二三六

一

家中成とは小さく拵を言ふ偽し上意に情なき義と
一筋に世さき上の業をも働を外道迷惑上
いふ　後段解事　拵る小業人を名和小業人を

一二三七

一

太宗孫高三郎は武を好て小智仁勇を兼る良将
さ世に少之世に一流と天下に名ゲ拵方へと
西郷隠居以後家中家来に拵を立て
数人の中に西郷経冊二枚と送を拵りに

一二三八

一

城中に、荒草の法のくむ用の法高に法れ数多に鎧を乱
家中、大
遠夜荒風に成むを拵れ数多に法を
家康公に成て濱松の城に拵を
軍法所に成て拵近くして

風俗よりとなる

天海僧正生涯の事蹟を没後の後人多く編輯
と云ふものもあれど此等の書は皆誤謬多く
殆んど信憑に足らず 後人の為に惜む
将軍家の御帰依厚く 数回病に臥して行幸
幾回なるか知れず 十七歳にして出家
中年に及んで男女人共に天海を信仰して
女人は東山中に天海の為に堂を建て
堂下に毒龍を住ませ 信仰男女を救ふ
信者如何程多きか 其数を知らず
文を数へて尽くす家内一戸を数へ

金龍山

中にて信仰の為に城を築き
京都に出張して中宮秀忠公に謁し
中宮秀忠公の家光公の家綱公四代四代御帰依
仕り 御年百年餘を過ぎて死去し時期城
中に家光公の御所成り 変事なきを
知り 一時に空しく 秘蔵
家康公等歴代の遺物 編纂
家康公等歴代の遺物 編纂
高服大師論旨之 藤原の
南光坊と号す
家康公等歴代の遺物 編纂
中に 天海僧正 編纂
家康公等歴代の遺物 編纂
中に 天海僧正 編纂
家康公等歴代の遺物 編纂
中に 天海僧正 編纂

神力[illegible]　[illegible]

[illegible]

[illegible]

一三三

一三四

一

日光は三社権現家康大海 日光ハ家康ノ中興ノ人也

小幡藩主女小幡藩ニ嫁シ退教ノ後上総ノ書

新家ニて住ス家臣存命ノ人ニ世伝云ヒ伝ヘ上総ノ

ことを為ス 中ごろ山ド生れ紀伊国人士のちなみ

八幡神ヲ祭ル 時代ヲ及テ名科書ヲ以テ祭ル 時代ハ

上総ノ一分ハ六万石ヲ以テ 祖父ハ五代ノ主君家方

四国ニて名ヲ為ス 家ハ主ヲ書ス 思ヒ当ル 主ヲ者

上総ノ者ト思ヒ 時ニ切腹ス 一社祭ヲ送リ

伝ヲ相続ス 家ハ 波ノ山ヲ以テ人名ヲ

中ハ迷ハ小幡藩ノ人

伝ヲ家中ヲ 相三三 ヒトツ 将サ メスリ 山ヲ

こてことを世ニ 退教ハ領

一三五

一

境ノ山ヲ以テ中ノ家ハ 徳ノ小幡退教ノ家ヲ 祭ヲ

波山ヲ名ハ 祭ヲ波ノ 五ヲ名ヲ 祭ヲ

祖父ヲ 祭ヲ 波ノ 祭ヲ

伝ヲ 波ノ 祭ヲ 祭ヲ

入ヲ 一伝ノ 婚ヲ

ヲ伝ノ 波ヲ

九三

四

枝源の雲展翁ヲ来事ニ山神ヲ通ヲ山ヲ相ル

雲展ヲ 永ヲ通ノ 通ヲ 庭 展

相ル 時代ヲ 尾ノ 脚ヲ

ヲ 貴ヲ ヲ 日本ヲ 通ル

一所ヲ 相ル 雲展ヲ 帰山ヲ 呼ル 家 家 戒ヲ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後世となりても毎年砲術を稽古せしめ
ると雖も其年中に出来の悪しき者共
小隊毎度毎軍法の事を集て此度人時行
人和を呼到給の和を以て人を呼れ割に隊の勵び無し
給へ今を拵へ一勵し其年中に石原の者共
て窺ひ来れ之を以て風俗十二三年来に成いろ
れ人の向に書を以て呼已後和を以て勵び無し
切拵へしと云中に
用無小法を向へ時に先祖の来所の者共
隊長に成なと成る事無る事に用人に行
信て行法を以て法と云へ之を教と

隊中に組を教し其年中に
中に年寄隊長に成なと成る
成者あり祖師の遠用に
伊達の家に成る者松平忠直の
を義なと四家に成る者
手組行遠の家に成る者
外に無い無者小組中に
て文に論義後の家の
面に成れ家の
異者の成る家に

隊中に組を教し其年中に
中に年寄隊長に成なと成る
成者あり祖師の遠用に
伊達の家に成る者松平忠直の
を義なと四家に成る者
手組行遠の家に成る者
外に無い無者小組中に
て文に論義後の家の
面に成れ家の
異者の成る家に

一二四四
一二四五
一二四六
一二四七
一二四八
一二四九

貴人の宮殿抽者へ有之度尾花之事

右尾花の儀は花の穂と花の長さ合の事

右尾花の儀は花の穂と花の長さ合の事

右尾花の儀は花の穂と花の長さ合の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今の肩衣袴に素絹の羽織大紋に成候仕初し也
小出信濃守殿人倉二合半又ハ五合半ハ信濃守殿
太閤仕初 [illegible]
[illegible]
武家の[illegible]
[illegible]
[illegible]

大石内蔵助と申す大会者
知恵者なれば
此三人を事申す大石一人（外に又中者
は二人）元禄元年
三人寄上板に出る山城を矢氣
原に出られと智恵を考え毛利小四郎川端茂右
大夫知恵を頼れ原に出る親類遠藤十郎左衛門
そい原に出る知恵を頼れ大石内蔵助の
所へと申す也

辰

長崎奉行所の神谷丹右衛門手代
人の紙屋ふ兵衛と申す人の法を用ゆる
用のもと仕るを好物
仕れかしと又仕いて叶いはるかんいるさ迄
長崎

いつ迄二郎右衛門
殺被申
きさい川
法もりけ
汁ほと
ゆるもせ
用のもを
さるれ
おのたり
知恵と
人の
とし教訓
法義を教
法義と云会者

大石内蔵助
長崎
大石内蔵助
長崎
大石内蔵助
長崎

人と結ぶ面白の事を考へられ、毎年一回の
月番を定め中に一月の事をいとなみ上に年を送る
事を勧むる上に一世の事業の事を論ず
京の人に事世事を論ずる者を称して
有用の者を上とし知識人に事なけれ能
用の者と略 れたる者 称して忠 知識人
無く如何の人中 出されれば世に立て用ふる
事の出来ない技を教へ若し出されれば者か
市親の財産を費すと思ふ
事か一家財産を費すと思ふ
紀いた者の者を拾

一六

何の人か来れば以用を問ふ
事を知らざる者を報ぜず
面倒年寄りの人の孝の義を
知らざる者 京の
市中に参る者 (市中を
正人 市中を正しむ) 忠を
知社を立る者有れば
有れば 市社
市中に参る者 (市中を
結ん天皇の
結ん 貴人の
有る者を拾 市社

[illegible]
[illegible]
[illegible]

が中も落者ゝ所と思ひ
昔の土は殺生の上にて死ぬるものゝ
所に色欲しく出家もしんを持ぬ人を殺さるゝ
ものゝ人命をたすけ
とくゝ物を施すとすれ
川辺にて殺すとも其分の殺
まゝにて殺す
安藤雲の土佐州宮の者にて馬を拾ひ馬
此方をとりかへしに成
当所の人に拾馬をやりとをとりに
てをわひ成ことを
分もなき小地方にて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一七七二

一七七三

長浜の儀は白山宮武田氏攻撃の
元亀元年十二月右衛門佐殿信長
伊勢を攻撃武田五万石を知行
長浜城に武田兵百人籠城
浅井備前守

長浜の儀は白山宮武田氏攻撃
高屋城攻撃の為 上意に日本国と共に
実に永禄十年九月長浜城
攻撃 信長 長浜城 武田
攻撃 信長 浅井 長浜
城の柄殺殺殺せもり

一七七四

一七七五

一七七六

三上村の力殺長浜城攻撃
実に永禄十年八月十五日 浅井
高屋城攻撃 敵 武田
むらしゅう 武田 城
三殺 長浜城 二百 武田
正信

天正元年 武田 信玄
小谷城 武田 大軍
朽木 武田 大軍
朽木 浅井 城
朽木 浅井 城
長浜城 武田 大軍
安養寺 浅井 城

聞書

第一卷第十冊之内ニ石我事其外
取集記之附録

一

軍法少書之内　光勝後我ハ勇勝之二字ニ極レ
治世之智謀ハ乱世ニ武徒味方多ク敵ニ十万
之敵ハ勝事ニ候　敵城ニ押寄人数上ル時ハ却之道
とふ退路通路可通ル口ニ候　味方の負死人
ハ敵方ニ取ル　可ル口ニ候　敵陣ニ押
詰ル時ハ法拍と見立あの方橋ハ何間程と能問
ヲ立て通路味方退キ時ハ作ル法ヲ立
寄人数を通路を出ル　敵ハ出ル事
同志ニ人ハ為り法と一ツ云葉と可然　武士の

一

心懸ル時ハ先ハ退時ハ跡ヲ殿ル　待ヲ不云
待ハ懸ル時ハ先ハ退ル事
物和方を無ル事ハ有ル事
何事ハ物の心を常ル　あれ責ハ先を出ル
ル時ハ物ヲ云ル　云ハ心ハ常ル
寄ル時ハ寄方と思ル　思ハ出し　分別と出ル
無し　心持ハ　先乃ち云ハ何ヲ云ハ
時も出ル　勇士の前ハ腰病の如と知
無ル

一

聖合軍次第之事
一五月廿九日　二番ニ三番長柄遣之足軽の者ハ心

然為ニ拵ヘ方御ニ面白ク大砲ハ六ツ地蔵
対陣ス服ヲ脱テ元ノ性ニ成ル毎ニ会ヒノ大将
相見ヘ是ヲ能ク御下知ス御前ノ如ク敵前ノ
の士卒ト一ツ々ニ組ス時右之組の兵具行の仕方も
ふ立相扱ヒ方ノ熱鉄ニ成時ハ勝利無之

一 忠綱上洛事

忠綱ハ布一幅ヲ引キ裂キ毎ニ思ヒ引キ裂キ四方ニ出ス如鈴ノ音
ヲ上洛ス上洛ス上洛ス城ノ内ノ時聚ル諸人
徳ヲ一源ヲ知ル時ハ音二重ニ組ヲ上ル諸人
一重小刀ヲ差シ是ヲ龍虎の仇と云

一 甲ニ当ル常ハ金物ヲ付ル城ノ内ハ
の時ニ鉄砲大木大石ヲ打ル時ハ力ヲ出ス
用ル常ハ組御御ハ勝利ハ書ニ
家光公無法ニ御ハ思ヒ立ル御ハ迷ヒ紀伊様
御之助九郎ニ御ハ高ク安人無道
の勝利書ニ
ア法書ニ教ヒ立ル御ハ思ヒ立ル
悪ヒ悪ヒ思ヒ悪ヒ善悪ヒ悪ヒ
安御威有ル御ハ御
像ハ

一 御御ハ書ニ用ル不ノ事

一 用常ハ善ヒ思ヒ
善ヒ悪ヒ善ヒ悪ヒ
御ハ御ハ御ハ

一

皮を切て骨を切り肉分別なく八幡利生の事

柳生殿流和尚不忘傳之事

流用て流和尚の天狗より竹刀教事

此時既に天狗在り事を会得中り有り

或時和尚 高橋流竹刀流に流儀の事

高橋流に流儀て流儀に覚の間と教事

流儀に生間と其竹刀を教事

白刃持事を不行逢時の事

何事も物と云式方も拵い方何も拵

方何も拵と云て通遣事を不言何と

かく七枝流と高橋枝流を持て通を其

一

分て八方なりと云て流より遣を流有口伝

拵事も道の事中と通知らるるよし又行向

を伝さる流し其心何に運次第之

論く時心指く事 随分方と拵て居向之

詞と云さ世時又家て西言を言る時詞を居て

取て居し 思義云居し

日九打込の事 洪栖木ツメの事

九遣拵と穴と明し打込根竹の内を紫皮を刻へ

たるよし一説に二所目竹一ツ小紫皮を一ツ竹小

紫皮とて其又詰目打拵立し又栖木に仕拵

別よし二所目に紫皮を切七枝枝の引通よし

一

一

私小年時より大小を帯し柄木砕
見打ひ為ふ所ほとけ中心和尚ふ為者は山心持て拵可
ゆゑ又柄木に用ふ麻利又高天氏神の高号を
書付し又ツメハ世度と姫抜刀の方ふ鞘ハ紙加減張
付加減悪敷て仕直ふ一説伽羅とツメ志ゑ高ふ紙
と也 ツメ六黄柏よし力拭紙を用キハダふけふ云てニテしるゝ古
大小袋ハ素黄柏使用而一

歌ゝ高に云ふ山筋ゝ事
多布施御所辺所 庚人町合彼組屋敷山内刀指
又百人会人会死ふ何も南之新町に表所家有
ハ家ハ内ゝ元小ゝ家ゝ近年町出又立ゝ小ゝ
家ゝ

一 矢遠守ゝ事 歌ゝ矢向中ハ間数と思者度加護
る 雑人原の矢ふ中名ゝ者の矢向て然と思矢
ふ中後ふ能ゝ中ゝ

一 俄大縄之事 山中なと大縄切ふく根本と制なし
ひて大縄ふて用常ハ大縄ハ行とこさきふ二に
祈り合ふ世の業ハあくとゝ引ふ切て紙指ハ
常ゝ仕習し下ゝ

一 風抬ゝ事 軍中ふ用ふ抬どう風と知是夜
討ふ時も風上ゝ火とりけ風下ふ切て入屋し味
方ふも仕用ふ中ふ風と志ふ風抬と
然屋

一五四

一 馬ニ人の乗地なき人定紐をもつて一すじ二すじと云ひすまりをを一キ二キト云タケニ余りとは和足ル所ハ取殺所と人ニ云れる

一五五

一 馬目利ニ向ひ要ある時和ニかゝるハカン紙ニ跡ニ立ちるは中氣ニ又樂ニさる柏子ニ口を顆ハ中氣の事ハ横財と言て宝ニ穴先ハ白ニ其ハ穴白と云ニ人の病ニ指ちるものニ無切折目先云方馬ハ[illegible]ハ和ニ然さる拘ニ前関とハ[illegible]ハ[illegible]の間節ニ当ると煩とのニ肌裏をハ[illegible]又肌われれ有ると強ひる馬ニ心ニ[illegible]ハ尾筋をとゝして[illegible]尾筋こハ曲をとゝる

一五三

一 討死ると云作ハ時ニ事何方へ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

一

秀頼公　家康公御和談之時之事

加藤主計頭清正御家物語之内猛虎を殺之事

後の時清正御産之砌

僕近習之内供仕御御用

出張之　家康公感御御用之内八清正死之病

とて　清正を見舞之山のもと白服之者願

書を籠之内と　御作仕候（後藤左兵衛一通之覚

文を籠之中　加藤九郎左衛門懐中之使文　秀頼

公、清正より御地之内に有之内、三十葉の

梨子通り　仕組流川と　地雷を　堀を入焼

立之　後藤左兵衛　金屏之　後切腹

大坂陣之時　後藤左兵衛　人質取之事

一

加藤妻子城中へ取入　家老大木左馬八十余の老

神主毎日　一社参詣　心願極老家

行ふ　加藤九郎左衛門　妻子入城時　加藤九郎左衛門

加藤の妻子と入城　家老門番　門番

とく　時宜　一社通　中

立花攻之節　大炮　左馬使　作事

大会之　前日　作　柳川御使者　作事

豊臣作事　作事　俵　男　宜　中

何　家　今　使　男振　入

貴一　流　貴　八　見接　左馬

柳川　使　御　御　今　御下

知之後ニ明白ニ作（後略）何ノ為ニ作ル
ト作ル因ハ其家ニ奇体怪異ノ事ヲ
見テ中毒ニ陥ルノ者ヲ以テ横一重切ノ者ト柳川
主水ハ家内ニ奇妙ニ口上ヲ述ベ式ニ変相ヲ云フ者ノ
此組ハ成程ノ事ヲ以テ又ハ他ノ説ヲ者相ヲ又
芸者男振ニ上ル弱ク中ハ生計ニ結ブ人ヲ
ヲ此ノ如ク見、多リ方ヲ相ヘ者ハ法ヲ
相隔太市寓居ニ居ル者ヲ以ハ此生ヲ作
ル為ニ作利ヲ結ブ者、去年ニ在ル西組ニ
奇妙ノ者ヲ以テ自ラ人ヲ国ニ
上ル為ニ作利ヲ以ハ古ヲ遠ヲ中ニ法又ハ者ノ男

ヲ以上ノ説ハ此ニ武士ハ男ノ中上ノ義ニ立ノ
ヲ為ニ拙者ノ所ニ明白ニ為国ニ出ル
男ニ明白ニ者ニ作ル（後文ニ生ル事無ニ作ル者ノ事）
是ニ作ル為ニ以テ生ル国ヲ中ニ暫ク拙
所作ル

一 院ニ古ニ似ル歩ノ為ニ屏ニ和ヲ先ノ和ノ之ノ
柳川作ル府ニ歩及ル所ニ家ニ立ノ
ヲ及ル小野和泉事切ヲ国意ニ何モ仏出ル事ノ
十ニ作ル作ル与ニ七ニ為ノ作ル作ル
ヲ作ル作ル之ヲ為ル命ノ作ル
柳川模ル為ル作ル後ル和十八年之力ヲ授力ヲ法

〔一二〇〕

一

我ハ一足も引て討死すべしと有しゆえ軍会一和に成
為ハ板垣らさふ立よう意福田伯耆と呼味方の状
地矢向きるく皆歌の意和しに為ハ小勝を折歌の足
と対して下知有り故に対して猪利ハ引れ後ハ後
三百挺こ以時次左衛も横矢同前こ以人吾ハ為こ
山懸ハ下ハ清ハ地と安藝殿批判しる
安藝ハ為ハ山懸ハ柳川勝ハ味と実ハ言
もやハ百出ハ行と思て引れハ元の所ハ長ハ十間
も進ハ言ハ そこれハ三間ハ長ハ引て長ハ
総ハ下ハ清 家康と対し後の毎度ハ百先
して常ハ言ハ今始て 家康

〔一二一〕

一

信玄ハ元合し対さいハ山懸ハ一度も負後ハ
仕対し後し対ハ又六百先ハ家康ハ三ハ指矢長ハ
家康ハ清ハ 又ハ出仕ハ後ハ引て
姉ハ山懸ハ 兵庫成 能登ハ長ハ
安藝殿ハ原軍法不成と長ハ
戦場ハ長ハ何ハ拍子ハ分別
ハ家康ハ分別ハ不成ハ分別ハ虎ハ肝要こ以軍
法を用て長ハ疑ハ成中ハ堺明ハ
我ハ原軍法様ハ仕ハと長ハ
原城ハ露田伯耆同前九ハ働ハ
兄弟一同ハ一事ハ左道ハ上りて一拍と立ハ始ハ

中ハ公事法日ニ吟味ス時一事数件ニテモ城中ニ矢倉
ヲ設ケ下ハ牢屋ニ至ル迄ハ悉ク其場ニ於テ手中野
間近ク出人ヲ出シ甲別掟合ハ出ス和合義ヲ以テ蓮池ニ
有ル也

一 忠臣ニ事

一事数件ニ事後義ヲ以テ忠臣ニ
清心公ヲ出シ清国家ヲ出シ一事数
一事後ニ大ハ命ヲ捨テ忠ヲ尽シ一事数
しかるハ命ヲ捨テモ不成一生費ヲ折ル先祖傳
来ノ清名ヲ汚ス成テハ心安ハ忠義ヲ
清年寄家老役ヲ成ル
不出叶ハ間ニ苦労難ヲ事ニ我ノ私欲ノ
所ハ貴所ヲ以ハ主君ノ清為ニ五体ヲ
ハ中ニ精氣絶ヘ
て忠臣ハ不云

一 直義公清物語ニ
若キ士ハ下嘗ヲ主ハ腹ヲ時分武節ハ事ニ
ヲ如何ヲ
ヲ人庭家ハ
安勝願ク一事後実ヲ
時ニ動テ
大坂清陳ニ時 家屋物
清嘱嘱ハ清掛リ

夜とく打鄰りはたらき高浜殿様御浜伺何
来浜面類を押南高浜殿様紀中りゆは臨病神り付る
と作浜面類は投抜殿は又何来江戸方へ歓打出
中当浜見分に成籠と中と体浜立退を拵也

一 武田伝兵家来十二歳 家屋を祝ひ事
家屋に付知らせ申と伝兵第は仙来
十二歳より 家屋へ出 或夜浜体へ入られ出来を
一刀もつり長通中は 家屋に縄一筋あり 経歳
はり刺ちとり浜穿鑿を拵ひ有神小中出れ完
意と去と見及心安仕ひ拵 拵威入はと伝伝
云へは遠を拵也

一 小島屋喧嘩之事 廣津世夜舎小囲碁を打ひと
小島屋見物ましは 明屋敷の友接打仕を時服
ら 押毎中は時分小島屋蝋燭を抓消拵石仕中
はし 拙志ふ個法拵ひ 方かも底仕者は
碁質より南り中はと第多灯と出中出れ事中
ふ長家第と接打ひ育打底第は消ひて仕中度

一 拙志殿とうち底され 白雑威拵威 引包碁盤
ふ弁ひり小形仕拵 追付来果は出
軍中方拙ら萎と一表苗ても歓疑と起を也
底完ましは 囲形と 計第も志ひ時分後
されは疑お事ものと

一　用心の産婆と申　者ども　是　時　至　天　所　和　拙
別　を　知　を　は　庚　を　出　を　七　月　心　時　庚　を　て　嘗　と

一　中　胆　基　物　伝　と　事
一　一　代　頃　も　ふ　麻　と　加　せ　く　麻　し　を　時　潮　人　並　ま　み　を　七
一　基　と　所　内　と　も　底　十　七　ヶ　所　と
一　基　と　二　銀　美　中　ふ　思　鍛　山　不　鈴　か　織　り　め　を　生　ま　洗
礼　を　技　来　信　子　徐　繁　昌　洗　吉　洗　を　織　加　発　庚　を
仕　を　と　中　と　を　中

前段ニ文ヒ

一　高　麗　て　漢　南　人　積　陸　浪　な　く　歩　お　を　百　一　所　徒　小　見
何　も　肝　と　洗　し　い　御　　亜　歳　あ　れ　勢　八　変　方　騎　と　云　の
可　厳　代　と　作　い　な　物　中　を　去　な　く　神　を　り　日　年　て

一

三　義　朱　先　毛　の　数　と　中　す　い　の　れ　て　第　と　中　と　云　也
法　連　洗　伝　敷　と　時　百　氏　志　こ　ア　寺　ふ　洗　知　ふ　の　附女房働ふの
辻　堂　多　て　法　連　洗　伝　敷　と　時　踏　こ　ア　志　こ　ア　古　記　と
と　り　常　の　は　女　房　物　見　と　投　絶　是　後　の　踏　こ　ア　富　記　こ　ハ
洗　法　と　代　と　中　は　志　こ　ア　古　中　は　ハ　今　度　法　連　洗　伝　敷　法　家
洗　連　と　と　と　厳　る　と　存　な　い　頭　と　家　法　し　て　ア　の　氣　連
と　と　中　と　て　拾　ふ　出　合　常　は　又　或　時　女　房　暗　氣　て　て　敷
ふ　釣　食　を　喰　世　常　は　知　洗　出　連　と　中　て　ア　不　逸　踏　敷　法　こ　ア
女　と　房　投　法　梅　領　て　焼　ア　拾　ふ　ハ　男　ふ　出　と　て　自　紙　前　の　人
て　女　て　も　拾　も　洗　不　拾　敷　中　と　也　又　法　原　法　一　敷　法　統　法　法　ア　方
統　り　は　時　分　麻　世　城　と　志　こ　ア　古　女　房　と　と　と　小　勢　と　と　ふ

れて八城へ分て城内諸方相を教為相を並置
城を持固諸を退散し後ろ方ハ行申ものも
ゆゝしき事摩多初ゝ西ノ丸奥今ノ伊予殿屋敷
如ニ廣ハ大力ニ

一肥後殿ハ長谷部ニ成ル迄ハ安藤長谷部ニ舞ゝ
成ル迄 出合ハ打ハ入ル後 城を持堅ハ打ハ
陵ハ所ハ打ハ入れ 本丸ハ 幽閉後 腰抜ゝ
之ハ成 面目ハ之ハ次ハ 史を之ハ打ハ
各成ハ方ハ成 ハ成ハ 相と不ハ方ハ之ハ 相ハ

一説ハ 此ハ 諸 前ハ 成ハ 死ハ

一三花家成ハ

豊原一戦後薩ハ 後肥 肥後 肥後ハ 籠城 城
此城ハ 稿 紙 雲 付ハ 時ハ 三花ハ 稿ハ
成ル 次 道 雪 ハ 半 ハ 別 七百 人 野
ハ 花 ハ 押 孝 言 合 戦 ハ 薩 ハ 四方 敗 敗
ハ 切 薩 門 ハ 退 紙 ハ 長 ハ 少 ハ 退 ハ 信
本 国 ハ 三花 ハ 九州 ハ 乱 物 ハ 感 ハ
一 三花 ハ 頃 安 ハ 柳川一 後 家 康 ハ 基
此 時 ハ 加 ハ 其 時 合 ハ 柳川 九万 ハ 奥 別
後 ハ 内 十 弐万 ハ 所 ハ 後 ハ 安 ハ
ハ 花

一 後悔ハ ハ 後悔 物ハ 我人 後悔 ハ

一 中郡甚蔵子を〻ゝ聞事

子孫末代ゝ迄ゝ子ゝ孫ゝ毎持来候中ゝ敷

所ゝ慶取所ゝ有之候ゝ其者忠孝ゝ出ゝ

所ゝ慶ゝ有ゝ侍ゝ末ゝ子孫ゝ長久ゝ家ゝ

一 山本兼甚蔵ゝ教訓ゝ

一 若ゝ者ゝ教ゝ訓ゝ

ゝ仕中地ゝ門ゝ相ゝ

ゝ相ゝ

ゝ武ゝ

ゝ

ゝ

一豆と甲八茶さ[illegible]小[illegible]屋
一死病の時ちゆき成之[illegible]
陣[illegible]うめき[illegible]ると[illegible]
[illegible]

一　中壁長高八下人共、かろめけむくちうてとゆ[illegible]
一　鳥井太子高[illegible]　家康公持傳（敵江逃[illegible]城中
雑成[illegible]ゆた唯り後詰て盛[illegible]其中村孫[illegible]
[illegible]と[illegible]太子高[illegible]城（恵文[illegible]糸を敵足[illegible]
懐中の一通小右[illegible]録[illegible]太子高一茶と助てゆい
[illegible]城（向て　家康公後詰迄の中[illegible]
使[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]長[illegible]ゆ[illegible]て縄下りて牙

戸口へ引向り時[illegible]ゆ[illegible]
太子高不運[illegible]て廣と成[illegible]
[illegible]随分[illegible]ゆ[illegible]
一　道を通[illegible]は我[illegible]方を通へ[illegible]
松平伊豆守屋敷家中道中[illegible]喧嘩
遣し[illegible]右[illegible]て[illegible]方[illegible]
一　長濱持[illegible]物[illegible]
向[illegible]身を[illegible]時[illegible]
又[illegible]
[illegible]
一　裏同舎人物[illegible]

家康公[illegible]後詰[illegible]
[illegible]明り後詰[illegible]
[illegible]切殺[illegible]
兵法八仏を[illegible]て[illegible]
成[illegible]ゆ[illegible]八伝心運[illegible]
[illegible]
出陣ゆ八茶を代[illegible]入[illegible]べし

肌骨ハ乱出来ぬるの長陣ハ志ゝ
和歌雑俳さる物之進ぜ時節の強弱之拙ら
あきてかゝハ思ふ足る強さ行ふ
足る弱さ

一 生死を離れさる武士ある者ハ生死を離し修行
するも修ふ者ハ一方能一心と云も有心の拙ハ学ぶ
ゝも実ハ生死を離さる事と其上ハいう拙の手段
もさる物之無能たるハ道ハ入縁と

一 何某祖父馬廉者ハ二子石と不言事
勝義云ハ当家老荒ハ拙の馬廉者ハ二子石と云
義不学所能ハ中上 其身極ハ拙ハ無

直義ハ思ふ人ハ之ハ拙ハ
ゝ拙者ハ今ゝ拙ハ自然の生ハ不成拙ハ千石
成ゝ拙ハ父ゝの道ハ
親行ハ行儀章ハ
ゝ拙ハ親ハ
直義云ハ 勝義云一日
ハ拙ハ今生ハ思ふ
下ゝ中時 渡人
施ゝて一見ハ
芸能中ハ成列
ハ拙者ハ
ハ拙ハ
ハ拙ハ
ハ拙

一二二五

一 雛仮馬之事　加茂清正朝鮮ヘ雛仮馬ヲ送ル事
少しずつ拵ひ　強の馬ヲ二疋ヲ云て武蔵ヲ婚ル
又所ノ絵の如ク云字ヲ拵ヘて清正ハ婚ル時
絵ヲ用ル事有ル

一二二六

一 木明清門ノ大清番所ヲ事　江戸大火ノ時ノ事
ふ明ノ時ノ大清所静ノ如クなりて居ル通ル
者ハ是あの所ハ清門ノ大如クなり清ふ立退ル
死ル者ハ焼ル中ノ中ノ中　肥後馬利明家ノ事

一二二七

一 清ノ大清所ノ慶長ノ事　何基度ノ大ノ場働ノ時
上使ノ者ハ清目ノ仕ル者ハ厚ク仕ル
ノ者ハ帰ノ列又ノ大ノ火事ノ直ノ強ノ厚ノ馬ノ服ノ拵ル

三一

一二二八

一 御清ノ事ノ内ノ通　上聞一信ノ清加藤ノ大清
清ノ大ノ如ク

一二二九

一 心ヲ流ノ事ノ一ノ也　秘ノ事　立服ノ時ノ目前ノ
額ノ一ノ事ノ事ノ　古国流ノ事ノ一ノ事ノ極
是ハ是也

一二三〇

一 西井清ノ事ノ式ノ事ノ時　毛利殿目通ノ事ノ帰ノ事
陽ノ事ノ清ノ打通ノ清ノ神ノ御ノ毛利殿服ノ事ノ通ノ事
下ノ殿ノ目ノ清ノ事ノ桐ノ事ノ　私ノ殿ノ事ノ殿ノ
又日人ノ清ノ時　道中ノ事ノ事ノ者ノ事ノ事ノ
激剛一二人ノ縄ノ事　猫ノ
或大ノ事ノ日物ノ事ノ　土ノ事ノ異ノ事ノ殿ハ前ノ

一 あるべきはずなれば結構八合ゝ手甲と能く吟味して首の添て献ずへ行物へと

首ゝ多ハ小刀を以首の髪の結節共下ニ十文字を

付て武士首を切て取ハ奥歯ニ移りて云ゝ

ゝを武士奥歯し遠方からゝと云入て云を封ずるなり

手柄の事備ハ成ハ也

一 秀忠云へ我死後し仕事書

家康云ハ他異し時分 初ハ家

附目をゝれハ我と云ハ也 ゝ云ハ遠方の初ハ

諸大名衆て上方ハ方中ハ方 大後ハ方ハ遠慮を

ゝ体ハ方ハ中ハ方ハ此一ヶ年ハ方ハ天下泰平

目ハ及ると 未ハ聞ハ方ハ ハ也

一 首帳し物軍一番首と物軍の時 手柄 不手柄 誰

首ハ手ハ方ハ和 或書ハ首遠近 依て 遠近を能し

為と又一ッ首と 嗅方と其日一ッ取ハ一ッ首と

嗅方ハ 鼻を二ッ ハ所ハ 依て 出ハ

一 成為 吾度上杉 坂家中 何し 云 と 云 と 時 云 云

中ハ 浮浪 家ハ 松平家 ハ 浮浪 重 忠 大 形 ハ 無 ハ 為

ゝ 聞ゝ 原し 時 を 物 と 為 ゝ 為 ゝ と 中 ハ 吾 浮 忠 云

治の通 法 を ゝ て ハ 以 ゝ ゝ 事 ゝ 有 ハ ゝ

指 理 様 ハ 吾 ゝ 原 浮 陣 ハ 誰 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ハ 也

中 ハ 云 奮 中 ハ 吾 法 な ゝ ゝ 事 ハ 吾 ハ 国 を 忠 さ

一 ゝ 成 ゝ も 御 遠 て ゝ ゝ 御 ハ 御 ハ 御 ハ 御 ハ 御 ハ 御 ハ

一、二三六

一 大関藤右衛門殿より家伝秘書を進ず
寛政元年 直義公感状を賜ハる者なり 我家
未だ[illegible]なり 又三国頃より安きなれば十代
[illegible]なる事 二国平八長久寺と[illegible]

一、二三七

一 先年江戸大火の時 光義公 細川忠興公屋敷
内 横田[illegible]と[illegible]者 [illegible]時加
賀屋敷も[illegible]出火 [illegible]
出[illegible]問ハ書[illegible]
山深蔵人ハ 編成[illegible]
[illegible]

一、二三八

一 前大夫より[illegible]節 光義公求馬小助家伝 [illegible]
[illegible]

一、二三九

一 基田舎人軍物語 近代上軍を思ふ長陣する四囲を
[illegible]ハ二説[illegible]ハ[illegible]
上方宰人[illegible]

一、二四〇

一 黒田三左衛門親十八家[illegible]水人野[illegible]関ヶ原在[illegible]
[illegible]ハ[illegible]誰[illegible]
[illegible]

一、二四一

一 [illegible]代[illegible]
[illegible]
[illegible]

№64609

一、二四三

一 夜更け帰宅致し門を叩き候ハ三度
中ハ大名し門内ハ入り時分に帰し居る者ハ何し
和歌山の人ハ門内ハ唯今後ハ不和歌山藩ハ三度ハ仕ル也
ハ 待也 夜ハ門を完き 也 奥へ通り 田信用人板
原平助 法用法 ハ 大名我ハ 仕 ハ
左程 ハ 仕 ハ 也 ハ 者 ハ 仕 ハ 平 ハ
仕 ハ 仕 ハ 仕 ハ 者 ハ 刑 ハ 科 ハ 也 ハ 切
腹 ハ 仕 ハ 也 ハ 者 ハ 也

一 生害場 ハ 津 藩人 仕 還 ハ 所 ハ 安 ハ 中 ハ 江戸 上 ハ 方 ハ
内 仕 ハ 者 ハ 平 ハ 足 ハ 遠 ハ 為 ハ 一 ハ 用 ハ 仕 ハ 者 ハ 二 ハ 西 ハ 也 ハ 是 ハ 遠
ハ 二 ハ 西 ハ 事 ハ 多 ハ 八 ハ 四 ハ 取 ハ 也 ハ 他 ハ 多 ハ 少 ハ 何 ハ 科 ハ 人

一、二四三（本書）

一 ハ 仕 ハ 者 ハ 也 ハ 知 ハ 其 ハ 所 ハ 仕 ハ 可
ハ 者 ハ 也

一、二四三

一 敵 法 弱 是 ハ 煙 霞 ハ 見 春 ハ 雨 ハ 後 ハ 是 ハ 晴 ハ 天 ハ 云 ハ 也

一、二四四

一 勝 義 ハ 内 ハ 慶 ハ 家 ハ 為 ハ 敵 ハ 内 ハ 者 ハ 也 ハ 是 ハ 裏 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者
ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者

中なかなかあるべきいろ所、今之子百疋うくれかい言之人
被中ゟ被遣ゟ也

一説ニ新発田治安新蔵ゟ申品ニ長人出雲嶋形を可立別系
通ゟ之八内住茶屋ニ長人ゟ物ゟ之ゟ也

一、二四六

一 芸文雲流先住法室出今年八十歳成　隆信様ゟ代子
ゟ也ゟ宜ゟ長ゟ物新ゟ長ゟ無ゟ長寛ゟ王奈人
心ゟ合ゟ様ゟ入れハ一方実ゟ病ゟ成ゟ也

一、二四七

一 治子様逝ゟ治出ゟ也ゟ能ゟ家ゟ家ゟ治信様ゟ
物ゟ治逝ゟ長ゟ物ゟ

一、二四八

一 平ゟ豊新ゟ長松平伊豆ゟ長に判形物ゟ出様ゟ
治慈ゟ是ゟ判形ゟ物ゟ歴ゟ八成

一、二四九

一 水野監物長ゟ松平伊豆ゟ長ゟ内目分八治八十三
人ゟ物ゟ情ゟ八物ゟ物ゟ河
ゟ通ゟ世中ゟ長ゟ品ゟ長分ゟ貴ゟ切て我ゟ是
ゟ通ゟ様ゟ不及ゟ平ゟ成ゟ
ゟ中間ゟ長ゟ治ゟ豊新ゟ長ゟ　公方様
治用ゟ判形成ゟ八ゟ様ゟ物ゟ

一、二五〇

一 江戸治様中八火消ゟ法度ゟ内老中物何
新田平折ゟ成ゟ或時治目附三宅伯新ゟ成人
是ゟ毎ゟ様ゟ旬ゟ内ゟ詮議ゟ加ゟ様ゟ
伯新ゟ長会ゟ内同年役ゟ
仕ゟ不

一

板倉周防守殿江戸ニ於て被仰渡候ハ、世間ハ老中ニ成候ハ、賄賂
被指出候ハ、ト云事ニ付、諸方ニ而ハ諸大名ハ勿論諸
役人ハ、ヲ始ト多札を出し、一度ニ又何ト云事
所人ハ、ヲ始ト金三百両ニて或ハ百両ニ而ハ或ハ五十両ニ
防別刻書ニ三百両ニて、ハ、ハ百両ニて、ハ、ハ百両ニて
如ト云事ニ成ル事ニ成ル事ニ成ル

一三五五 一 人数通ニ付テハ其分ニ応シ
一三五六 一 書物等相渡一切ニ借ニ遣ル日ノ六月ニ
一三五七 一 美濃国ニ在ル之陣細川ニ罷出ニ赤入ニ
一三五八 一 作成ニ付物ヲ仕ル間ニ細川ニ陣ニ
一三五九 一 方遣ニ申遣ル文案ニ不唐馬文全別紙ニ
切有ル
堀田加賀守殿ニ遣ル脇ニ
を見セ申ス為ニ
大友八郎刑部少輔ニ
一三六〇 一 腊義公家種ニ清養子の時吉弘ニ
一三六一 一 清清孫ニ
一三六二 一 主君ニ大事ニ
一三六三 一 者ハ平時一番ニ

仕ハ切ル所ニ改ル所ハ切ル
ニ焼ル火氣ニ
立ル枝ニ
譲ニ
今ハ天下の法通異ニ
清清金人ニ
清清孫ニ
主君ニ
仕ル金代ニ
仕ル切物ニ
右ニ刀江戸ニ
長政判金
指出
切物ニ
甲別孫ニ
大坂
右ニ
次儀奥州

一、時妻子の如き我家今度天軍に対し抵抗仕候者
共討滅仕候代に立とも聞せ立申候哉の旨を以て
立申候哉に付長島義隆殿大きに対し武士道を
以て等閑を偽者と仕候者と
偽者と被申候者に一人も
我等しいて花を咲申候
後に次信公義弟之
高麗国番船の時佐賀の切腹仕候年の前
少弐迎の為二隻出申候
す長之殺切腹仕候
迎く来る所也

進ぜ加賀守地所を
加賀之両後に仕候
切腹仕候
切腹仕候
名乗し候一云
出申候

一 林平兵衛善信は
大学十歳大学十九歳
と農民者
見れば年を大学殿に
物仕り候ばかりに大勢
進れ

清奉公の為金を限る五両宛一人に付年々出す大変
多の奴又は新御退の道に而たとえ新上様御無
る御退を新に御仕組名を仕無出仕御御感
女院様より御中元為年賀出又は普請場へ
人条御家を入れ外に被遣と申に出大学条新条ふ
兵庫戸切切に上に不及力に腹を切と申に心に来と
ヶ月服を組を無を清御普請場を稼狼藉を掠
之と下知し多縄とり仕町宿に切捨申に出
武雄四山為細工木島元為三田治衛兵戦兵心使
五年六月七日晩宿を出し娘と物洗仕生り刈須古
北の細工を戦兵より其家の新下に外兵有

治右衛門に而雨宿り に而中に而立中仕る出
る方御いろいろを立て生りさりへ中に出喜治郎
宜麻仕兵戦を須古し去条本力を和を拵兵治
情退を戸と仕に拵れ迫而老兵籠無に限宿
右衛兵を紅に宿大勢方有条宿を
治右衛を二連須古の老し宿 押然に行に信軍
数人兵五り相を押出り有一刀に切伏治右衛兵
帰に出

何条方尾に時御りを拵横後を
条に唯今出面目に有特条て仕拵老しに不第百分
に服て切出に孫暗中を生に有尾仕に出

一三七八

山公事ニ上役ニ向シ時ハ右之文後山内心学ニ我ニ御仕系
兵具ハ武器大槍仕ヲ申ハ法ニ御ハ節義ニ成ニ
謀ニ御深ニ成ニ 踏海仕ニ元和ノ年ニ
自然ニ方兵具ハ上役ニ為ニ
常ニ鳥目ハ持我ニ物ハ給ニ成ニ法ニ
心ニ我名ヲ踊ニ不持ニ
我踊ニ成ニ流ノ渡ニ
若殿様御ニ法人ニ
入ノ元中 殿ニ 従ニ
若殿 随ニ 悪ニ
ニ家長ニ

一三七九

見然利ニ見ニ
ルニ法人ニ
ニ徳五年九月八日 庵ニ
自ノ仕組ニ
焼ニ
万ニ
ニ家内ノ男女ニ
紙ニ
家松新系深堀ニ

一三八〇

見然利ニ見ニ法ニ仕ニ同ニ不立人並ノ
ルニ法人ニ法人ニ
ニ徳五年九月八日 庵ニ
自ノ仕組ニ
焼ニ
万ニ
ニ家内ノ男女ニ
紙ニ
家松新系深堀ニ三男新十四男何系百連長我ニ

一、二七五

一

山城十郎兵衛尉殿

家来九人、用意申付ル

一

山城守殿

百石斗

十五人ヲ差出ス

平左衛門殿

信濃守殿

近藤信濃守殿

五一

一、二七六

一

中地内通組之明地是程法ハ毒ハ相動ハ嘉光内通所、

糸屋中ハ毒ハ時分ハ疑、糸屋ハ兵衛ハ毒ハ安ハ事ハ

物ハ大儀仕ハ酒ハ酒ハ中ハ甲ハ、徒利ハ酒ハ義

ハ八珠酒ハ有ハ又ハ酒ハ紀根ハ毒ハ所

左程ハ酒ハ有ハ如脇甲冑ハ用ハ毒ハ見

毒ハ義弱ハ時ハ毒ハ義ハ毒ハ義ハ毒ハ

一隊ハ毒ハ出ハ男ハ毒ハ毒ハ如脇甲冑ハ

ハ毒ハ酒ハ毒ハ毒ハ家内ハ住兵ハ問ハ

ハ道ハ通ハ毒ハ仕兵ハ官ハ服ハ義ハ仕ハ同ハ

ハ仕ハ毒ハ仕ハ毒ハ毒ハ毒ハ人ハ毒ハ毒ハ酒ハ

ハ毒ハ毒ハ毒ハ毒ハ毒ハ毒ハ毒ハ毒ハ毒ハ

五二

中曉て成血糸面該糸仕り内匠仕ふ戸相侍り共
オの吹ヨ為殿中し可板ふ井中出り侍ハ所ハ所ハ所所殿
膳元奉公仕り去ハ新ヨ足ヲ乎ヨ殿中し御法を仕事
ヲし成しと相変ヲ中ヲ品

一、二七七

一 毎ハ筆書及二病中体如十為ヲ匠ヲ奉行中、
御用ヲ三人有し成と為ヲ御ヲ長崎奉行ヲ長崎
他と第ヲ兵庫ヲ長崎ヲ未切りふ人ヲ我ハ長崎し時分
日寄様より奉行中ヲ中使ヲ作ヲ五次仕り今存
り之様と切ヲ成ヲ申ヲ切ヲ稽ハ御用筆立
と仕り

一、二七八

一 一昨朔利御家ハ中腰ヲ持ヲ申ヲ上膳ハ差ヲ

五三
五四

方ヲ内匠兵庫ハ納ヲ為ヲ関将監佐島会人中殿
内匠ヲ為ヲ大木兵部殿ヲ林ヲ為ヲ又膳義会
人内匠兵部ハ三人ハ御ヲ為ヲ御ヲ長ヲ御ヲ用ヲ使ヲ
正徳三年七月十四日 御ヲ長ヲ間ヲ御ヲ用ヲ使ヲ
二御ヲ中ヲ長ヲ所ヲ為ヲ兵ヲ仕ヲ相ヲ長ヲ頂ヲ為ヲ
板ヲ前ヲ井ヲ長ヲ馬ヲ板ヲ六ヲ為ヲ浦ヲ為ヲ古ヲ笑ヲ会ヲ為ヲ
頂ヲ利ヲ為ヲ様ヲ之ヲ返ヲ敬ヲ御ヲ会ヲ為ヲ御ヲ用ヲ中ヲ為ヲ
ヲ長ヲ御ヲ行ヲ犯ヲ之ヲ返ヲ敬ヲ御ヲ長ヲ御ヲ用ヲ中ヲ行ヲ為ヲ
舎ヲ為ヲ板ヲ形ヲ為ヲ石ヲ九ヲ為ヲ八ヲ十ヲ為ヲ返ヲ長ヲ為ヲ
行ヲ犯ヲ為ヲ行ヲ為ヲ御ヲ侍ヲ仕ヲ日ヲ年ヲ十ヲ百ヲ十ヲ九ヲ日ヲ仕ヲ為ヲ
為ヲ縄ヲ下ヲ生ヲ害ヲ六ヲ為ヲ太ヲ無ヲ金ヲ為ヲ利ヲ為ヲ返ヲ敬ヲ為ヲ

一、二七九

隱岐守殿へ御屋敷白銀三枚差上げ候ては
相成申候ゆえ御遠慮申上
正德元年七月相模国江ノ島へ参詣の方へ
御暇ヶ立
伊勢守殿へ屋敷を出ず
ゆえ
伊勢守殿へ屋敷を立
ゆえ
宮内殿へ二人扶持
ゆえ
御用を相勤
立申候
一、切腹仕
ゆえ
奥方通り
ゆえ
切腹申
宝永七年相良市郎兵衛川崎宿へ
ゆえ
仕候
ゆえ
相良川崎宿へ
ゆえ
奥方
ゆえ
奥方
ゆえ
奥方

孫市殿越後国へ参上仕候ハ、大学様ハ紀州殿ハ自然
新豊後様ハ孫市殿ハ百姓かゝ[illegible]ハ敵上杉様へ通
金馬代様ハ[illegible]ハ此方様ハ[illegible]
を以ハ孫市殿ハ[illegible]ハ[illegible]
自分ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
仕ハ別ハ雑[illegible]ハ[illegible]ハ
ハ遠ハ方家の格式法[illegible]古来ハ相[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
冊後ハ[illegible]ハ雑[illegible]上ハ格式遠ハ[illegible]
雑仕ハ[illegible]若[illegible]上ハ[illegible]
同例ハ通[illegible]上[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]
由ハ[illegible]
納[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

長門殿様御内方の長連方へ被相頼方法の事本挽町
喧嘩し孫八郎と申者
小口屋市助先祖大坂の者
おさと申者安藤殿心安き方へ
又物高貴者
一洗濯屋殿長屋ニ居
家来之丈物一通
御城内ニ
諸平豊前殿
去年
助右衛門
〻方ニ
結婚
義理

我家を捨て
みて
切り
養子
木村長門守長
丹波
湯
れ
木
丁子油

一三七

一 伽羅を焚き香を聞し由を聞なり中れし

志波玄蕃介は無双の兵者なり 弾正の事の事なり

弾正を中国の方に分て西の方に立て 仕退て六十年世年一得勝の八

手柄なしに 加賀立ル所ハ 作者なし

一三八

一 浅井源五郎中間大津の馬を奪て討殺す

手付紀伊国九郎兵衛 五郎左衛門 長清 九郎兵衛 自殺 梅は通

拾ひ上て九郎兵衛 働 源中に

一三九

一 普国大海国 作者 書 の 信 中に

ひ 外 立 板 元 ひ 少 信 を 主 取 後 相 良

求 馬 安 人 百 人 立 中 仕 清 作 者 を 拾 信 中 に

六二

一三九一

一 聚北 五郎左衛門 精を入る 信 少 能 年 頃 に 由

武雄家中安人 元 通 に 恨 て 安 賀 住 内 に 武 蔵

中 会 寺 呆 中 に 双 方 一 家 に 者 家 に 由

一三九二

一 清安 殺 殺し 時 に 仕 年 武 立 義 中 に 方 に 作 出 長

に 元 中 雪 爰 て 立 心 精 て 年 年 之

武雄の立 壁 長 爰 安 に 川 原 勘 兵 衛 妻 に 主 安 安

娘 中 村 年 六 清 娘 に 中 に 出 年 出 入 に 娘 に 元 五

安 女 房 に 元 年 六 清 娘 に 年 六 年 六 父 子 不

忠 者 見 世 元 に 清 安 に 家 に 娘 に 抱 子 仕 由 年 長 長 に

女 て 立 人 に 忠 に 元 に 子 に 子 に 不 忠 し 人 を 抱 今

年 元 へ 家 に て 何 羅 に 御 子 に 式 に 者 に 家 に て

食を焼き火の方へ一家男と私婦と私の人々今者上
尾ヶ谷にて只捨ては女の道立ぬれば孫文親類家族
女房捨ぬし私方流浪時分女なるを責て我々捨
ては誰と教て子ども八男子ども家方に残
さし仕方別と借り方家りとり切孫ふ家に返方
是五度年六度婦女人延許て始日家に浪とし
ぬし兵庫出 俵中出
南光坊（春日局見禁人と退直後後婦吸と捨家
敷下とと仕り捨ようを家の家出家ると
子孫見し後来れ捨ま 竹氏様と家
國松様に代と仕繰り捨ると成り後本屋方

家原敷中に全ふ家事に通方心を仕由方
家原公へ市内家ヶ市土に出
伝云部中八家双し南五九家之九勝元月山ら討死
し時皆通矢中に数年城家方ヶ家ヶ出屋敷一
人五五見を下さる方中元八と家ヶ家五
し忠義とて主人討死仕り
山村十九長房雪書し付長房中焼矢所人九机
み方り村十九人一方て立米殺ヶ ふ城家出家
中に出屋遣る云上り前に廣員とて談長に伺加
人は出わ婚山に居れ分之

始高村市ヶ出 山ヶ南村元八長房村と中に長伺焼警報

試みし御願知行仕候者共一人に寵と
御しかの御奉公申上候者共に五年に若者
力仕候者八村中より見次奉情者と仕候者共に村中より
田地御立置年貢二百石以来子孫代々仕候者
を其人に田地に被遣候者共に古来より当村に居住仕
候者共に被遣候仕に新制被
仰付候者に元に被遣
いつれも御代官所
御代官様御連署を海道
御代官様御連署を海道
御代官様御連署を海道

一三九八

一

読下し付箋先の通

大閤様より野沢花見に御供　勝茂公御馳走

直茂公御同山に成られ男女共に御無絶御隠居所へ吉野

し家を築山二間へ山書院成り近年宗智寺普請

し御庭に間も吉野の絵し御も絵りに又御つ前へ御来

之者下馬下仕り様に成られ二重七重御築成り

先年悪く聞きし相成の通之

物云し所要ハ石云事之石云して御とを男に云して

云して御とのこいして石付ものを云等寄く道理能く

少も様に云むさと口を寄り能を取り見様に

事毎毎之と

一三九九

一

一三〇〇

一

一三〇一

一

一三〇二

一

山本神右衛門娘女の手紙能筆紙見に成られ密懐

いろいろみそ毛無之親方人味噌を分し切用ハ

手紙ハいろいろものく

庭西に紙を書を男ハ左を右にして手足の

意様に様所に隠し通して手先に持を手先内相

公に仕所一氣の色れ奴仕様

法人主君へ男付法侍筆思し今の所要ケ様仕成様

ら也是大名様之毎之御言人侍宮に御書の毛

まを理を付て唐笑意之ケ様く石写の有と少

て八寸侍御書物人心ハやさしを如成方つり安

物之能の有と少て仕手侍思仕物法人主君筆法侍

[illegible]

内田[illegible]に出て一つの娘を[illegible]神[illegible]婚子[illegible]して[illegible]
[illegible]文[illegible]が[illegible]離別に相[illegible]
[illegible]地東西[illegible]出付て名字の場[illegible]仕付[illegible]
[illegible]方氣[illegible]人[illegible]方[illegible]
[illegible]方西親[illegible]
[illegible]
[illegible]不[illegible]
仕立[illegible]人[illegible]仕立[illegible]
人[illegible]足[illegible]物[illegible]

書付[illegible]
万事[illegible]
[illegible]見[illegible]

柳生[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一三〇八

一

[illegible]年の日心[illegible]今は死なる事を
何れ[illegible]心地[illegible]同様[illegible]地[illegible]法し[illegible]
[illegible]唯今と[illegible]人[illegible]子[illegible]人一人も
[illegible]力[illegible]一流[illegible]
巻物[illegible]村[illegible]
必死の覚悟[illegible]一日[illegible]毎朝[illegible]心[illegible]
[illegible]刀[illegible]大火の中[illegible]
八雷電[illegible]大地震[illegible]
[illegible]死[illegible]
[illegible]朝毎[illegible]死て[illegible]

一三〇九

一

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一三一〇

一

主君の[illegible]
[illegible]私の用[illegible]
主君[illegible]

一三一一

一

[illegible]法[illegible]年[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]

出家せんと思ひ立ちし時一つの大願力起りもし迚
も出家せずとなすは粉一味の道を求人法仏
の大法を悟りて一切衆生を救ひ法恩を
成就せんと又法恩を明めさん中に仏法を学ぶ人
間に変ずるに学問の下と山とより外に此
事なし出家の後学問に疑と迷ふ感て此形も
浄く離れ仏已に涅槃し後仏未世
に出現ぜざる中間に仏法の絶ん時に於て安仏世尊
此所生を変ぜんに陸なる程の大道心を起さざる
縁は此を見の罷に依て安閑地獄に堕ちんと
生れ来るに代り忘れも迚屈せざる事なし

生と世に未来際を尽へし又仏法
故て生死を離し又小乗根を絶して寸
此眼を法身とし又自其力到ざる人を利益
して人此眼を法身とし此形色の修を感て
工夫の障と成しに其仏の者を法仏
に対して常に此形を造りしに程に一切の衆
悪の縁に対ても能此形を作し法天の眼を
表として今に至て法人の天形も出来感し
物に対て恩に相違の事人間を此く一信の御加護に
て修味方の所り余り結構に障に方も法涅
此方上に付て内意此下に付此人第此法を後に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

松平伊豆守殿家来真田村樣ゟ無御**松雪一味**ニてなく
ゟ屋敷ゟ御出ゟ大ゟの御[illegible]
東城ゟ御出大勝働の御[illegible]
主君ゟ忠節傍輩ゟ羽切相石郎ゟて[illegible]
仇ゟ敵ゟ有ゟ心を伝ゟの[illegible]
報ゟ度落ゟ書記ゟ[illegible]
[illegible]
[illegible]

中遠ヨリ國事ニ付テ新田ヘ義ヲ勧メ然ハ元和ヘ
勧メの大事ニ付慶長年間ハ新田ヘ恨ミ有之可
申新田ヘ元和ヘ勧メ新田ヘ遠慮なき有人ハ
かゝる氣味ニ家康ヘ新田ヘ
惜ミ人の為ニ成ハ我仕事ニ成ハ新田ヘ
隠し置ニ成ハ家康ヘ報有之時ハ家康ヘ報
ニて仇を思て報ハ陰徳を心然陽報を新田ヘ
なりと
立所加増ニ成ハ時ハ法人解ハ成のうちなり近時ハ
法人味方成其上の幸ハ性見ハ幸ニ成遠慮
法人うけ成時ハ危ニ成ハ法人仕候いたす時の

幸の程うち有ヘ
人ハ立所ニ成なれハ物ニ成人ハ陰ニ婚れ
ニて一生果ニ成ハ陽事ニ成ハ
ニて死成事ニ成ハ家ハ
生家ニ出家ニ出時何ハ家を年寄ハ
用ニ立何和尚ハ一流を拵て居ニ
異神ニ成ハ如何ハ成ハ
家ニ成ハ拵ハ誰ハ
死ニ成ハ法ハ言あれも
多ハ成ハ功を積て
し一家ニ成ハ家ニ成ハ法ハ
て治ハ事成ハ有ても何やう成ハ

一

[illegible]時も有[illegible]の時も[illegible]次[illegible]所[illegible]
[illegible]不刻布ト云句なる[illegible]力[illegible]
次[illegible]家中池田平[illegible]
[illegible]大小[illegible]侍[illegible]人[illegible]
[illegible]夜平[illegible]
[illegible]行[illegible]
[illegible]
[illegible]上ヶ力ニ切ニ[illegible]
有[illegible]
[illegible]
[illegible]正徳[illegible]年十月[illegible]

老師[illegible]

一

病氣永引ニ[illegible]氣[illegible]大[illegible]
[illegible]引[illegible]肝要ニ祈[illegible]
時[illegible]出来[illegible]常[illegible]法[illegible]
[illegible]氣[illegible]病氣[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

来ハ不相成ものと
毋相成家来の士江戸詰の中妻を召仕男子出生候
を妻ゟ付江戸、有付申ハ子成長の後主知いたし
主を殺害　公儀ゟ浪人申渡成敗ハ親兄弟ハ
ゟ第一ゝト　如何彼士父子江戸ゟ国元ゟ御仕置
仰付ル

千布因幡殿元朝ゟ所知ハ黒ハ陳ハ中程ハ高ハ
居ル因幡殿所ゟ云ル所ハ大勢出入ハ朝の文
段ハ来ル所ハ山方ゟ長の賭一通陳
ハ書ル相ル所ハ付ル所ハ家来を不ル主ハ迷惑ガ
ル所ハ神ハ仏ハ不ハ申ル士ハ雖成ル対只次ル義理ハ

一

山方の義ハ迷ハ不ル若ハ今如来主居ハ相理
ル義ハ所ハ

山本甚右衛家来山本相左衛門ハ用ハ鶏を加ル家
来ハ神ハ神ハ相野家ハ為ハ市法成ル成ハ必ル生
ル時ハ間近ク成ル成ハ高橋地ハ打ル所ハ神ハ成
西門前四ハ成ル所ハ家来市法成有成ハ通ル
ル刻程ハ鶏を相ル時ハ市法成有ハ市
仕ル仕付ル相ル手紙を添　御城ハ出ル
勝成公ハ聞ル御法仕ル有成ル程ハ、自用ハ
仕ル

吉郎　橋本坊　高田屋御陣ハ対御祈願ハ其

一 右老之侍ニハ髪さり掛ケ陣中ニ首を取ケ不ニ
墨耳をそそぐ所男女とも給を賜ハ加
之紀之之時髪さかり之首ハ女ニ給ル取打
死者ハ首を打ケれ之を報ス者之 毎朝水ニ而報を使又ハ討死時報也之賞と云り
小ノ方ニハ西北ノ方ニハ男ハ南ノ方ハ北向伏ス女ハ小ノ方
南向ハ伏ス 本或ハ法之儀之
藤宮之ハ先裏遠詰り之 後カ向ハ尼ハ屋ハ之の時ハ
遠詰方角同之 家之任長壕 于井戸戸

一 障子掛ル者ハ之氣を付ル 二三重壕板ハ
ケ之 搭又ハ熊掛の之 壕を的ニ而之を登城ス
込事之 一 城中陣中ニ陣ニ四を附ス 陣幕跡
小ノ城ハ可付之

一 松平母淀之城ニ有ル所供之若ハ腰巻ハ腰巻を城
之之之之ハ三尺之の腰巻ハ花色故実之之
小ノ之中の腰巻ハ皆紺巻之之 笠人を切ル
血を拭ケ頂之時巻之て血之色ハ又血色を
御金母淀之ハ大坂陣之陣之時名 雑武切の人之
桂岸 和尚伯父之

一 勝軍公市代知行 清書物大形信之 百石之知

（三三九）

一

仍八郎右衛門殿ニ被仰付之　公儀御御御御御御御御御御御御

忠直公御家見仮沢邑治兵衛付置

猪苗代人脇坂藤兵衛陣ニ付時十三歳之十五歳迄

中付而十五歳之十四歳御供ニ被仰付高麗ニ清正見合

此六猪苗代一門成人一度高麗ニ渡海ニ上陸ニ

近ク陣付而十歳ニ成ル時分ニ代人四郎ハ服

（三三〇）

一

ゝゝゝ何ゝゝ成ル

松平大和殿ハ御家公ニ外御家ニ夜番御旗本老人

小見久兵衛殿ハ紙古戦世ニ成ル

小姓跡ニ付ル

名與右衛門殿ハ余ニ小姓ニ成ル久兵衛

（三三一）

一

次ノ間ハ二ノ衣ニ裂ニ成ル

板屋の人ニ成ル

御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ

小用ニ成ル

小姓ニ成ル

先年御家中御祝儀の節ハ御ハ村川集人ハ

小御祝儀ニ付御座ニ成ル長崎ニ出ル

（三三二）

一

御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ

御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ

八五

八六

八重傳ニ成ル

成御方御客の時雨矣御御御御御御御御御御御御御御

持出ル屏風を振舞ニ付御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ

雨降ル　御城内ニ成ル　額ニ成ル振舞ニ向屏風を始リ

所生の兩矣酒八沛産と稱する沛砂糖振之
男小姓と成成へ
秀頼公と家屋敷沛和孫と長　秀頼公ハ沛堅固
清長ハ木村長門守殿の其御孫成長門守殿の長男年若
なれ共　家康公ハも年若なれ沛吟味の相違無御座
ハ成共内儀沛式部殿の是成と裏を忘め
ハ世公取扱是成ハ裏を忘めなる故実と無能成
ハ
拾ハ被仰拾世
光成公ハ月頃沛世城と義大久保加賀守殿ハ
沛是成ハ如ハ義ハ　公儀と礼服是成ハ布子付ハ九月
九日ハ三月晦日と迄ハ着て居

儀ハ拾ハ教訓と事其人と生付を考て
ハ合ハ云ハ世ハ物ハ人ハ
ハて成ハ成ハ男ハ沛年ハ　梁山上方ハ居
男子と育立ハ先勇氣を
主君ハ沛ハ沛ハ沛

下人和を抽ぶ科に成れるを以て
一主人から伝名に知いを伝ふるを上之おしらせの為に
陸尺作りの事為之大形之為に為之
一定家に傳授之奇道を極い身養生を極め世間的
義理い朝起を極め古老和因に新一日を不作を日止
為に任義を以て伝為に新を弱已に忠信侍弟為
忠信任義生一日を計い看弱信を以一
如条家房守、大歌院様に軍法陸極為に教
士臨用法一冊書を上陸師匠に求撰為
ように為に御老中井上河内守に二子を為出と
大切に義量を為に大事を相傳に為り為に

一、三五八

一、三五九

一、三六〇

大君を陸に陸命に為に大事を傳に為を陸
為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為
為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為
為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為
時に伝を食て大乱を新を基に為に為に為に為に言下小
為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為
目堂様に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為
下に為に為に為の時に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為に為
為に為に為に為に為

[illegible]

大行院殿様御代ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天下国家を治めると云ハ及ばざる事ハ大勢しるべの如くなれども

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

享保元年丙申九月十日

光義公御隠居之後御任官被遊候事

一元禄八年乙亥　六十四歳

一十一月廿九日御隠居　綱義公御家督

一同九年丙子　六十五歳

一四月朔日御隠居之後御病気被遊候由　江府江五月十二日御発駕

一御隠居之後始而御病気上使馬場右馬助ニ而有之候処

綱義公ハ以使者一種御献上

光義公ハ以使者御挨拶ニ被成候

一御家督時分　綱義公ハ以使者ニ而御家督

四月中御家督ハ七月廿日ニ有之　綱義公ハ御奉書五

右御出駕　御面会被遊候　御年九月十六日御日

附ル御奉書

一同十年丁丑　六十六歳

一四月廿一日御隠居之後御家督ニ被成候　御年九月

五月廿日ニ御出駕被遊候

一六月十六日御家督之御礼　上使御出ニ而有之　綱義公ハ

御初ニ而九月四日ニ御奉書有之

一御家督御礼ハ　綱義公ハ御自ら

九月十四日御出駕　綱義公ハ御者一種御献上

一九月ニ御病気馬場右馬助ニ而有之　綱義公ハ以使者御挨拶

一種御献上ニ而十月五日ニ御奉書有之

一十月七日江府御五十二百十八日御発駕

一同十一年戊寅　六十七歳

一御家督時分　綱義公ハ以使者ニ而御家督五月

中と云ふ 伊出ける事二回 出羽守殿使者有り

一 使者家老を以て使者に問ふ 伊出羽守殿使者に問ふ 伊出羽守殿使者に問ふ 伊出羽守殿

一加判　家老　其方西愛請人に成り被仰付候人を仕立
御奥向被仰付釈放被仰付家老中に被和須若被仰付
仰付家老に申渡

一御側年寄　其身西愛密に被仰付中上　上に悪い家敷い
かせり上の器を被成　公儀御私に近和家を苦労申

一万吉様法見　其方西愛大意悪を被加年々よろしく相勤
万吉様法見に被成也と公儀に申渡

一御進物役　其身西愛御勤方に成り西愛釈放と
至て一つ中に被知言方面倒に入候者無御中法

万吉様
宗教名幼名、享保三年同時江戸に生れ
（享朝享保四年十月十日歿）
後設「拙者」上戸に帝朝か

年寄中に迷を助　公儀御私に公儀を仕

万吉様に出来に仕

一請役相続人　其身西愛嫡男伊頗請役に家業
後又日に御後に成り家老に入魂を仕候
約定御政哲方に成釈放に仕

一同所役　其身西愛請人に成り奉公人に成り
必定に依姑嫡男家老に成り存寄に申渡
に成

一大目付　其身西愛目付に大意を上更に
不と同に成やく姑に成り言上に仕候立
公に仕釈家老中に上に成り奉密に言上に仕
大意口状

一小目付　其身西愛請人に成り奉に成に
公に要に成に成に成に成に成
行要に

一加判家老　其方西条詰人ニ付ては義務を以人ノ
御方殿様ニ付召仕釈ニ付家老中ニ付和須若ニ付
ハ家を高下ス

一御側年寄　其身西条ニ居て陪臣中上　上ニ西
かむり上ノ義を以ト　公儀御私ニ付家を
ハ

一万吉様御付人　其方西条大意悪を以知年今ハ
ニやくなる世勤を以ニ付成ニ公儀ニ知ニ万御
ハ

一御近習頭　其方西条詰人ニ付ニ表ニ御付御
年寄中ニ迄を助　公儀御私ニ公儀ニ付て
ハ

一御進物役　其身西条御勤方を以ニ西ニ
迄ニ付一ツ中ニ付知ニ方面ニ付西細ニ入ニ付
ハ

万端公儀ニ仕ル

一請役相勤人　其身西条ニ顕頂御願ニ付御
ニ付文日ニ依ニ迄ニ家老ニ入視ニ
ハ

一同所役　其身西条詰人ニ為ニ成り奉公人ニ
必ニ公ニ付相顕頂家老ニ付ニ存ル
ハ

一大目付　其方西条目付ニ大意を以ニ付
而ニ目ニ付ニ やく付ニ なき御ル
公ニ付釈家老中ノ上ニ ニ存家ニ言上ニ
ハ

一小目付　其身西条詰人ニ付ニ成ニ
ニ付要ル ニ
ハ

一寺社奉行　其身西丸神社仏閣に敬を致し万事に公平を以て寺社方公事訴訟勝負を糺し申渡候事

一所奉行　其身西丸所人を司り書類に性情を心付公事訴訟を外に係り勝負を糺し申渡候事

一年行司所人　其身西丸他所と違ひ諸役人を安堵致し候様に取計ひ候事

一雑掌役人　其身西丸役人に別段に欲を設け申し諸方に掛り合ひ賄賂を取り申し候様に取計ひ候事

右同断

一寛役　其身西丸役人に賄賂を離れ長崎奉行に倣ひ公儀に根本なれば妻妾大役に統ひ西丸御所に根本竜造寺鍋島と申し江戸三人法規に根元

一江戸町奉行　鍋島と相見申し公儀に根本なれば妻妾大役に統ひ西丸御所に根本竜造寺鍋島と申し江戸三人法規に根元

一大坂
一長崎
一京都
右同断

右清信公大意、年譜に示す

一御家を治め根本なると眼を付け武益の殿様に密に御魂を入れ
申之儀に大忠し奉公人御家老年寄成り是系
安き申之近代も相良求馬原田喜右衛門岩村内蔵助生野織部抔
者と事に奴人数も兎神者あり候て終り一ツ宮に

一清信中上松前屋ケ月後指合なると折ゆて八左衛門殿様に
仕んと社中に成り仕清信に名跡に十上、上極社中と家松平細川
主人の心出揺に附き色々太儀なる成よる中内に成れ
られ申を家松に任ずる申て行要ら 付主人の御用五
奉公人に任銀新家老中と社中長京に任て五に侍
御家を治度思へ時に至世を小身にして多松に打果る時
為に任武益に義舎人八名御長高抔に入現御家中に
お治申之年寄家老も世すして御抔者昔日発明いたし
少抔此抔赤日家老年寄に近く自分に密に清信申に至て

為の益に世方に気量さ（御家を治れ老に成成に世方に
申を家老に成に成に成に世方に
抔仕為中に申也

一御清中に成に自然に自由清信家に成に為に益に
家老中勝に自気量に人を家に家に
捨清清に中に自に成に家を治さ抔に身を

学菴

學菴雜抄覺書

一 身一ニ求師友二ニ撰友ニ而
一 撰言願ハ為国中ノ忠臣乃地盤ト而
一 忠孝ト意ト勇ト以何ニ志他ニ変
一 武術働ハ気遣ニ勇ニ系在歯噛ニ変
一 士ハ曲者一種曲者ハ頼母敷而
一 取者ニ仕猶如賜ニ男子ニ而
一 武貝ハ七止士魂嗜縄根太又ニ而
一 武道ハ争ニ任過ニ不意前方ニ進ニ而
一 誉ハ常ニ言ニ一言武道大言慢ニ而
一 虎口ノ部ハ対犯逢大難ニ歌表ニ而

一 陌丸ノ貫被官分ニ一仮ノ至ル様ニ而
一 常住成死人ニ頭落ニ後ニ一働ニ而
一 弱意ハ憤ニ病ニ中ト入気二足ハ後ニ而
一 信心ハ添武運ノ意懸ハ自ル運ノ毎ニ而
一 殺生ハ殃子孫ノ報見ハ己ハ運命ニ而
一 虎口ニ辞退要ハ不用法度而
一 憶病ハ如病欲法ハ等ニ食而

右十七ヶ條

一 主君ニ奉身命盛衰可任運而
一 老君ニ御金言可深肝海者ニ而
一 主君ニ理ニ時専可進書状而

一 大変ハ御嗜方御密伝云消ス事
一 忠至極誠言可至大五身ヲ
一 奉蔵之秘ヲ可奉御用ニ称ス事
一 役一日仕切肝要ハ前ニ嗜ス事
一 公用ハ専ノ未生役ハ日記ニ認ル事
一 頃ニ時不可ニ逆ノ時ニ不軍ニ事
一 如シ欲ニ云ル限離欲捨見上事
一 御側小性ニ新参ハ不宜敷事
一 當役ニ之時宜義理ニ応法事

右十二ヶ條

孝行多志第又母ニ家国ニ至ル事

一 況ヒ兄弟須熟一門ハ依通除事
一 男子ハ育ニ云氣ニ教訓ハ医術事
一 配當可後人ハ換徳可換ル事
一 天道ハ惹悪ノ去世界ハ懈ル怠事
一 一生ニ勤ハ人ノ為ノ苦労ニ情ル事
一 大行ハ捨ノ細僅ノ小慈ハ大慈ニ妨ル事
一 金持ハ町人ニ誉也馬持ハ士ニ誉ル事

右八ヶ条

一 慎ハ口奢酒婬養生ハ忠孝ニ根ル事
一 給恵ハ在ル役ニ多人ニ下釈事
一 可開天見ニ道ノ一ニ分ル法ニ事

一大事ハ獨り捌誠端ハ言上ス
一思案ハ変ニ七悪ニ定木ハ四誓願ニス
一骨事一振り立諸ヲ乾加減ニス
一自慢ハ家天罷ニ可念ニ加能ニス
一家職可蓋習捨ハ家職ニ崩家ス
一時ト代ヲ年倍ト牙上ト立ス
一物数奇ハ立蓋個物ハ失出来ス
一仕付方ハ不可覚ニ調子奇退ス
一風俗ト口上ト立ス路ト是蓋用ニス
一諸藝撰ニ蓋用ニ指南ハ藝者ト
一尊國学ニ風ハ移化風ニス

一沙門ハ崇敬ス女童ニ加悋懇ス
一油断ハ落度ニ元ト仕達ハ立心ニス
一若ヲハ強ニ為ヲ不別ハ老後役ニス
一清忍ニ思可較料理蓋物ハ近礼ニス
一音物ハ可嘗礼祖ハ不疎畧ニス
一新儀ハ後ニ薄有り茶味鮮ニ悔ス
一強強ハ立ス仕依怙ス
一仕想物分取所人ハ返付ス
一雑替ハ汗味ニ碁囲役ハ猥ノ本ニス
一勘定者ハ欲深ニ欲深者ハ勝高ニス
一礼儀ハ不睡折忍惶不業淡ス

0723
15
4=5
№64609

一陰徳不可弛ス薪種法付苦事
一大機ハ唯ノ成切ノ堪忍ハ成就ノ本ト事
一陰事不ヲ言其場ノ不可廻事
一老耄ハ好物方越度ヲ好物方ト事
一子好事ハ子ノ為ノ養事ハ其養方事
一嗜ハ内ノ如ク公界ノ喰物ヲ苦喰事
一件ヶ事ハ公儀ノ時ノ弱ノ来ハ不可変事
一人不可尺限ル恩ヲ牛馬ノ用事
一一度ト云不誤改道ノ法ヲ科事
一心移安定日安不ヲ合事
一親族共ニ和シテ勧ノ勤ニ可仕事

六

一女言ハ有遠却ヲ口ニ不可傾事
一天ノ照流如鏡因果ノ報ヲ道事
一賞ハ十二可六七ナル賞ヲ上ハ与ル事

白雲堂 石井比翁